

ながと 男女共同参画計画

(第2次)

お互いにみとめあう 心からひろがる
明るい男女共同参画社会

平成24年(2012年)3月
山口県長門市

ながと男女共同参画計画（第2次）キャッチフレーズ（表紙）
「お互いにみとめあう 心からひろがる
明るい男女共同参画社会」

応募者のキャッチフレーズに込めた思い

「長門市には金子みすゞさんという生きとし生けるものすべてにやさしいまなざしを向けた素晴らしい女性がいました。

私たちも、今となりにいる身近な人を思いやり、家庭、職場、地域、社会で個々の人格を尊重し、お互いの立場を認め合う。それが男女共同参画の心を育む一歩だと思います。お互いに認め合った中で一人ひとりの能力を発揮できる社会が実現してほしいと思います。」

※ながと男女共同参画計画（第2次）の策定にあわせ、市民より公募し、長門市男女共同参画審議会で選定しました。

はじめに



本市では、市民一人ひとりの個性と能力が、性別に関係なく自立した個々人として活かされる男女共同参画社会の実現を目指し、「ながと男女共同参画計画」を平成 19 年に策定しました。また、平成 21 年には「長門市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の取組を総合的に推進してきました。

このたび、ながと男女共同参画計画の計画期間が終了するにあたり、これまでの取組の検証を行い、ながと男女共同参画計画（第 2 次）（平成 24 年度～平成 28 年度）を策定しました。

この第 2 次計画では、長門市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、少子・高齢化の進展やライフスタイルの多様化など社会環境の変化を考慮して基本目標を見直すとともに、本市の基幹産業である農林水産業及び自治会などの地域活動の場における男女共同参画の促進を重点的に推進すべき事項としています。また、実効性のある計画とするため、できる限り具体的な数値目標を設定し、その達成状況を検証していくこととしています。

今後とも、家庭、地域、職場において男女がそれぞれの個性と能力を十分に生かし、多様性に富んだ、活力ある社会を実現するために、市民、事業所の皆様と協働し、また各種機関・団体の方々と連携しながら、この計画を推進してまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり御審議いただきました長門市男女共同参画審議会の委員をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました市民・事業所の皆様方に心から御礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

長門市長 大西 倉 雄

第1章 計画改定の背景	1
1 国の動き	
2 山口県の動き	
3 長門市の取組	
4 長門市の社会・経済環境の変化	
5 市民アンケート結果	
6 事業所アンケート結果	
7 これまでの取組の検証	
第2章 計画の基本的な考え方	26
1 男女共同参画社会形成の必要性和計画の役割	
2 基本理念	
3 基本目標	
4 計画の位置付け	
5 計画の期間	
第3章 計画の内容	30
基本目標1 人権尊重と男女共同参画の意識の定着	30
重点目標(1) 男女の人権の尊重	
重点目標(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	
重点目標(3) 男女共同参画の意識を育てる教育・学習の推進	
基本目標2 女性の社会参画への支援と方針・政策方針決定過程への女性参画	33
重点目標(1) 女性の参画支援	
重点目標(2) 方針・政策方針決定過程への女性参画の推進	
基本目標3 仕事と生活の調和を図る環境整備	35
重点目標(1) 多様なライフスタイルに対応した就業環境の支援	
重点目標(2) 経済的自立支援	
重点目標(3) 育児・介護支援の充実	
重点目標(4) 高齢者の自立支援の充実	
重点目標(5) 男性の地域・家庭生活への参画支援	
重点目標(6) 男女の生涯を通じた健康支援	
基本目標4 農林水産業における男女共同参画の促進	41
重点目標(1) 男女共同参画意識の醸成	
重点目標(2) 経営への女性参画の推進	
重点目標(3) 地域社会への男女共同参画の推進	

基本目標5 地域活動への男女共同参画の促進	44
重点目標(1) 地域活動での男女共同参画の推進	
重点目標(2) ボランティア団体などの地域活動団体への支援	
重点目標(3) 市民団体と協働した男女共同参画の推進	
基本目標6 男女間のあらゆる暴力の根絶	46
重点目標(1) 男女間における暴力の根絶の啓発	
重点目標(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)対策	
重点目標(3) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	
第4章 計画の推進	49
1 計画の推進	
2 推進体制	
3 相談体制の強化	
4 進行管理	
附属資料	50
用語解説	
男女共同参画に関する取組	
長門市男女共同参画推進条例	

第 1 章 計画改定の背景

第1章 計画改定の背景

ながと男女共同参画計画（平成19年8月）の策定以降、国、山口県、本市において、次のような取組が進められました。

1 国の動き

○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章^{*}」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定・改定

労働力確保等を通じた社会経済の長期的な安定や持続可能性の確保のためには、男女一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭生活、地域生活においても、ライフステージ^{*}に応じて、多様な生き方が選択・実現できる状態であるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が必要です。

このため、官民が一体となって、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むために、平成19年（2007年）12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。さらに、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、平成22年（2010年）6月に改定され、男性の育児休業等取得促進に向けた環境整備や、雇用者以外も含めた仕事と生活の調和の推進など、新たな視点や取組が盛り込まれました。

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律^{*}」の改正・「基本方針」の改定

配偶者からの暴力の現状に的確に対応するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、これに伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」も改定され、ともに平成20年（2008年）1月に施行されました。

これにより、市町村配偶者暴力対策基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務などの市町村の役割の明確化・強化や保護命令制度の拡充などが図られました。

○「次世代育成支援対策推進法^{*}」の改正

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的とした、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が平成20年（2008年）12月に改正、施行されました。

改正により、「一般事業主行動計画」の策定の義務付け対象が労働者数301人以上の企業から101人以上の企業へ拡大されました。

○「育児・介護休業法^{*}」の改正

仕事と家庭の両立支援策を充実するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第176号「育児・介護休業法」）が平成21年（2009年）6月に改正、一部を除き平成22年（2010年）6月30

日に施行されました。

改正により、短時間勤務制度や所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進などが盛り込まれました。

○国の男女共同参画基本計画の改定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年策定）が改定され、「男女共同参画基本計画（第3次）」として平成22年（2010年）12月に閣議決定されました。

2 山口県の動き

○やまぐち子育て文化創造条例の制定

誰もが安心して子どもを生み、育てることができるよう、家庭、学校、職場、地域など社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりをすすめるための条例が、平成19年（2007年）10月に制定されました。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の策定

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正や、これに伴う、国の基本方針の全面改定に対応するため、「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（平成18年1月策定）が、平成21年（2009年）3月に改定されました。

○やまぐち子どもきららプラン21の改定

平成17年3月に策定した計画を見直され、「やまぐち子どもきららプラン21（山口県次世代育成支援行動計画・後期計画）」が、平成22年（2010年）10月に改定されました。

○山口県男女共同参画基本計画の改定

男女共同参画社会基本法に基づく「山口県男女共同参画基本計画」（平成19年3月改定）が、平成23年（2011年）3月に改定されました。

3 長門市の取組

国、山口県の動きにあわせ、「ながと男女共同参画計画」（平成19年8月策定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、市民、学校、企業、地域と連携して、総合的、計画的に取り組んできました。主なものは次のとおりです。

○長門市男女共同参画推進条例の制定

男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画の推進に関し、市はもとより、市民及び事業者が連携して男女共同参画の取組を総合的に、かつ、計画的に推進するための条例を、平成21年（2009年）3月に制定しました。

○男女共同参画フォーラムの開催

本市、萩市及び美祢市の市民メンバーを構成員とした実行委員会組織に参画し、山口県、財団法人やまぐち女性財団と共催で、ルネッサながとで平成21年度男女共同参画フォーラムを開催しました。

○アンケート調査の実施

「ながと男女共同参画計画」を改定するにあたって、現状の把握と市民の意見を計画に反映させるため、平成22年(2010年)6月に市民2,000人を対象として市民アンケート調査を、7月には市内108事業所を対象として事業所アンケート調査を実施しました。

■市民アンケート調査の概要【平成22年(2010年)6月実施】

調査対象地域	長門市全域
調査対象者	長門市在住の18歳以上の男女
調査対象者抽出方法	長門市在住の18歳以上の男女から無作為に抽出
調査方法	調査票の郵送による配布・回収
標本数	発送数 2,000 有効発送数 1,996 回収数 818 (41.0%)
有効標本数	814部 (有効回収率 40.8%)
調査形式	調査票による本人記入形式

■事業所アンケート調査の概要【平成22年(2010年)7月実施】

調査対象	市内所在の従業員15名以上の事業所	108事業所
調査方法	調査票の郵送による配布・回収	
標本数	発送数 184 有効発送数 184 回収数 56 (51.9%)	
有効標本数	56事業所 (有効回収率 51.9%)	
調査形式	調査票による記入形式	

4 長門市の社会・経済環境の変化

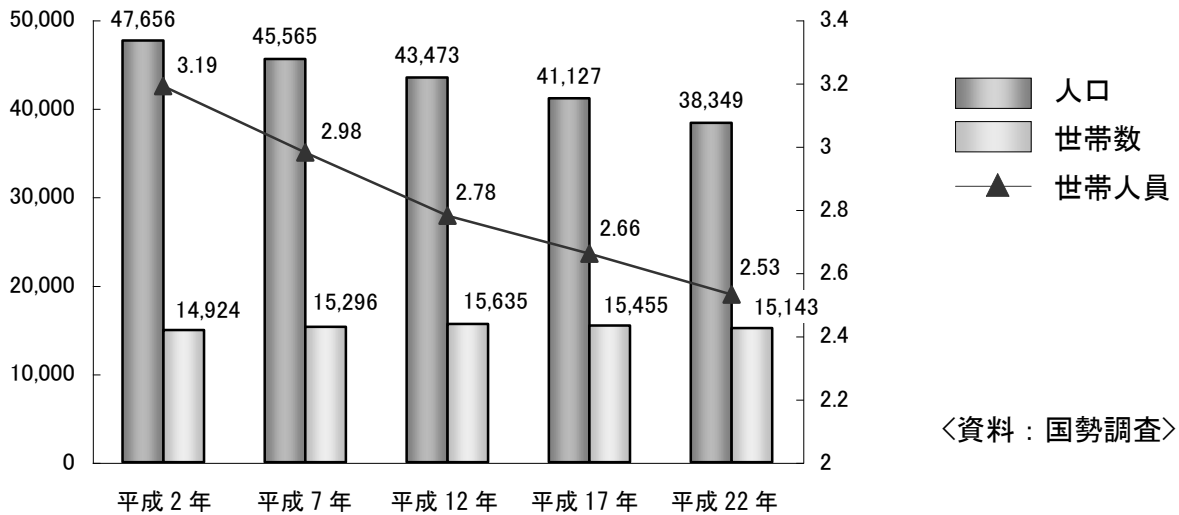
本市の人口は、減少の傾向にあり、平成22年の国勢調査で38,349人と、平成17年の市町合併時の国勢調査、41,127人と比較すると、2,778人の減少となっています。世帯数は、平成22年で15,143世帯となっており、平成12年をピークにわずかに減少しています。1世帯あたりの人員は、2.53人で年々核家族化が進行しています。

平成22年の年齢別構成比は、15歳未満が10.6%と減少し、65歳以上が34.6%と増えており、さらに少子高齢化が進んでいることが伺えます。

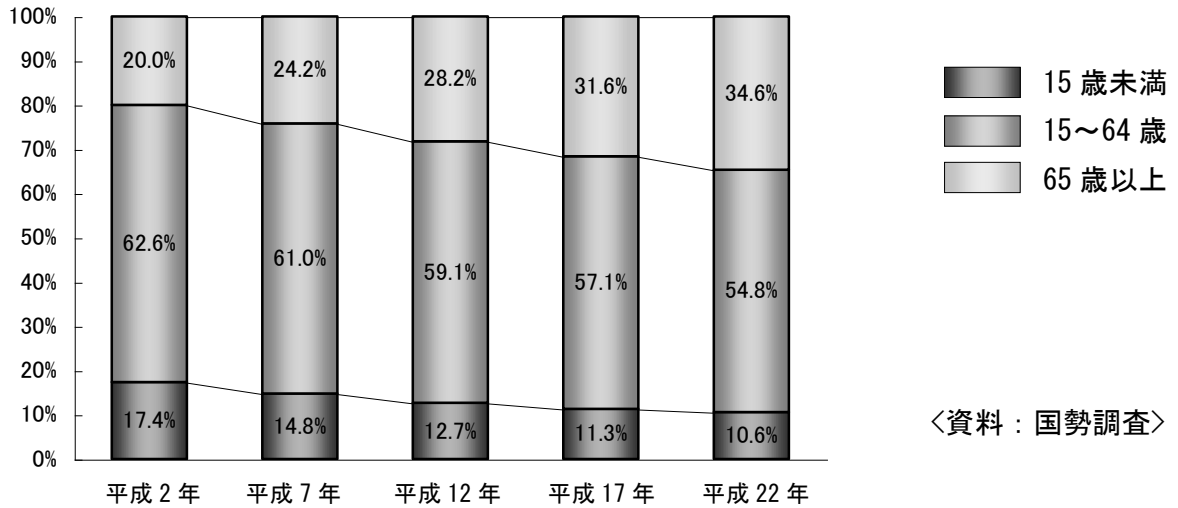
また、生産年齢人口(15~64歳)の減少や核家族化などの家族形態の多様化が進んでおり、「M字カーブ問題※」の解消など社会・経済環境の変化への対応には男女共同参画の視点が重要になります。

第1章 計画改定の背景

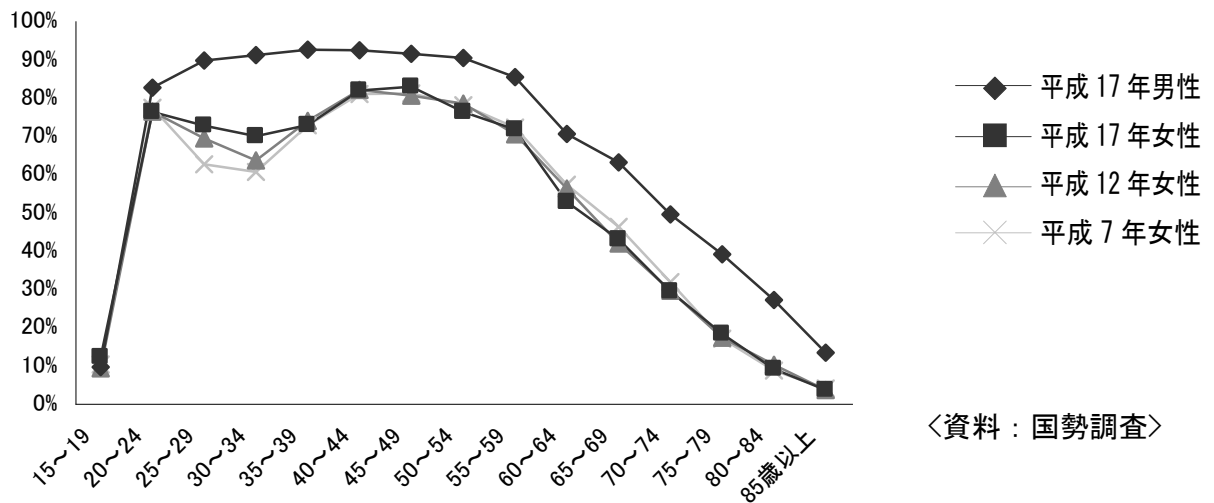
■長門市の人口と世帯数の推移



■長門市の年齢別人口構成比の推移



■長門市の年齢階級別就業者比率の推移

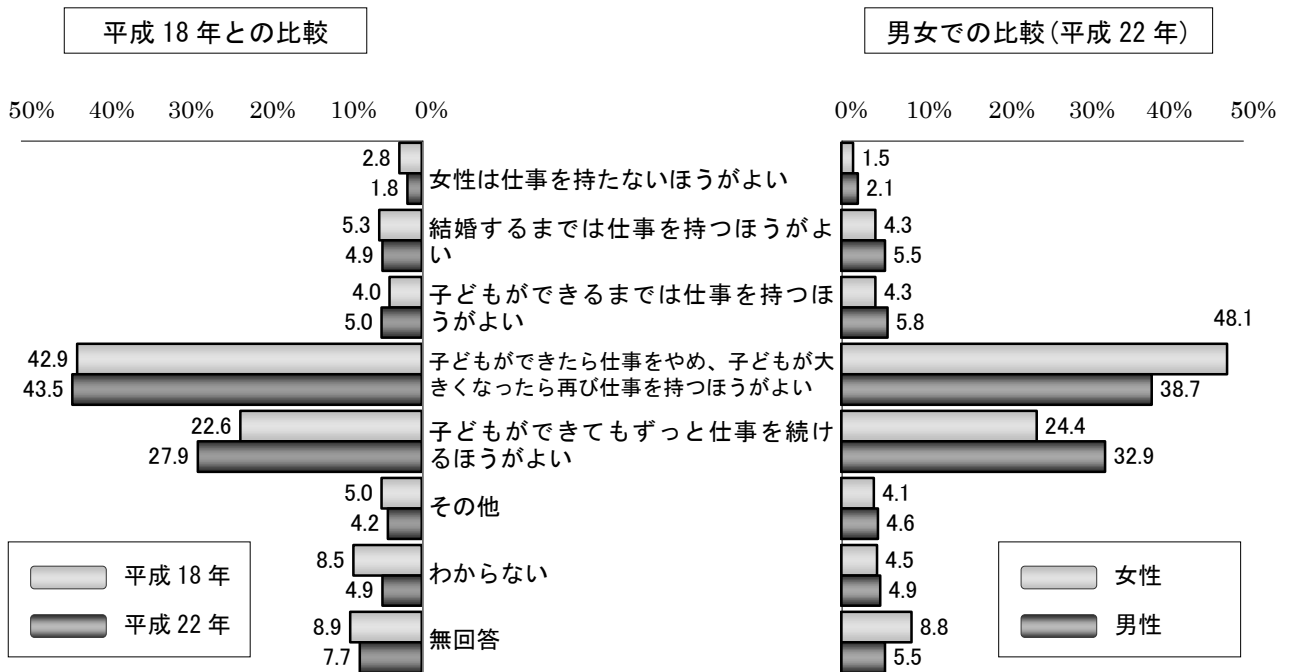


5 市民アンケート調査結果概要

○女性と仕事

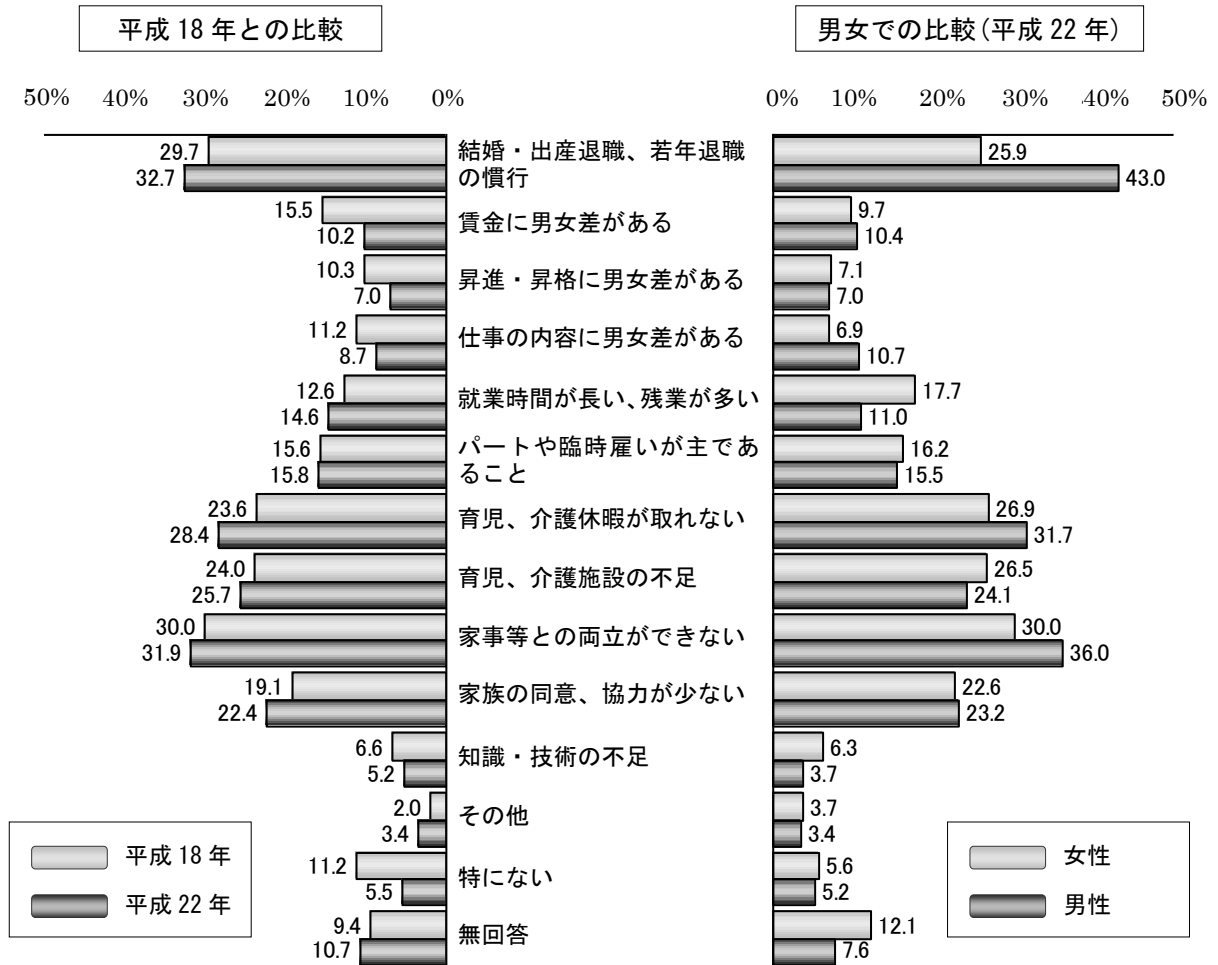
・女性が子どもを持つことについて、「子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」が43.5%で一番高く、「子どもができてもずっと仕事を続けるほうがよい」で27.9%となっている。平成18年との比較では、「女性は仕事を持たないほうがよい」及び「結婚するまでは仕事を持つほうがよい」でポイントが減少し、「子どもができるまでは仕事を持つほうがよい」「子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」「子どもができてもずっと仕事を続けるほうがよい」など仕事を持つことに肯定的な意見でポイントが増えている。男女での比較で見ると、「子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つほうがよい」で、女性が9.4ポイント高く、「子どもができてもずっと仕事を続けるほうがよい」では、男性が8.5ポイント高くなっている。

女性が仕事を持つことへの考え



・女性が働く上での障害について、「結婚・出産退職、若年退職の慣行」で32.7%、「家事等との両立ができない」で31.9%と3割を超えている。平成18年との比較では、「特にない」で5.7ポイント、「賃金に男女差がある」で5.3ポイント、「昇進・昇格に男女差がある」で3.3ポイント減少し、「育児、介護休暇が取れない」で4.8ポイント、「家族の同意、協力が少ない」で3.3ポイント、「結婚・出産退職、若年退職の慣行」で3ポイント増えている。男女での比較で見ると、「結婚・出産退職、若年退職の慣行」で17.1ポイント、「家事等との両立ができない」で6ポイント男性が高く、「就業時間が長い、残業が多い」で6.7ポイント女性が高くなっている。

女性が働く上での障害

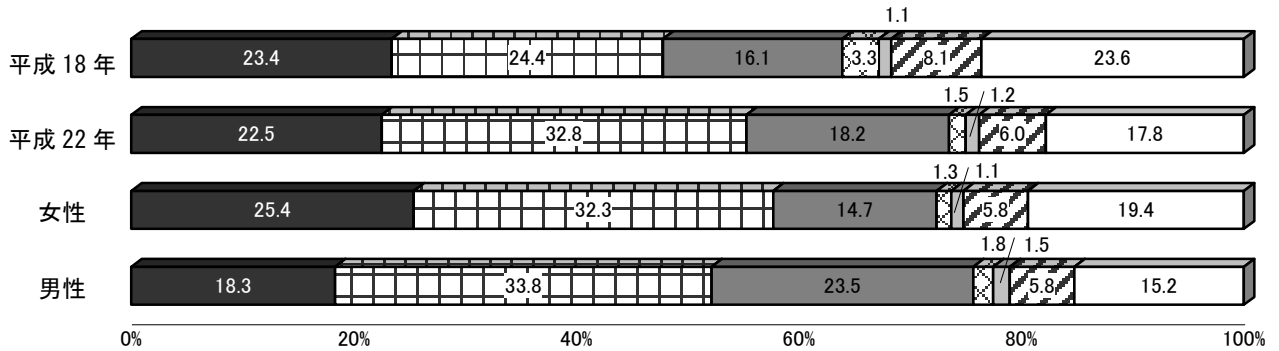
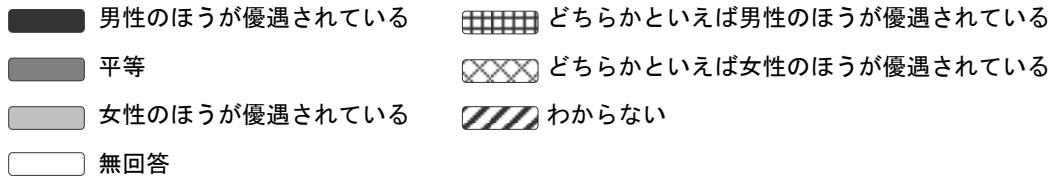


○男女の地位の平等感

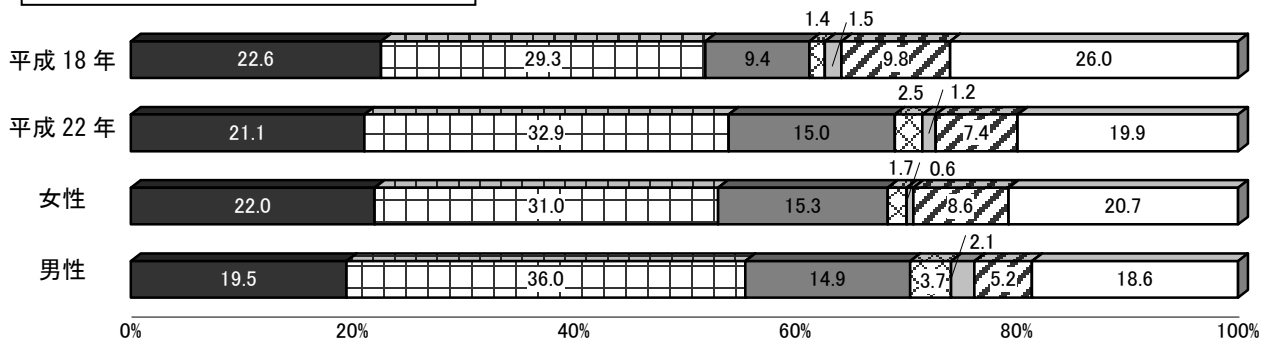
・男女の地位の平等感について、「社会全体では」では、「男性のほうが優遇されている」が14.4%、「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」が43.1%、あわせて57.5%の方が男性が優遇されていると思われており、「平等」と答えた割合は10.1%となっている。同様に「社会通念、しきたりや慣習では」では62.4%、「家庭生活では」で55.3%、「職場では」で54.0%、「政治の場では」で50.1%と5割を超える方が、男性が優遇されていると思われている。逆に「平等」と思われている方が「学校教育の現場では」で47.2%、「法律や制度の上では」で33.2%と3割を超えている。平成18年との比較では、「社会通念、しきたりや慣習では」以外の項目で「男性のほうが優遇されている」が減少しており、全ての項目で「平等」が増えている。男女での比較で見ると、「社会通念、しきたりや慣習では」で女性の約3割(29.7%)が「男性のほうが優遇されている」と思っている。全体的に「平等」と感じる割合は女性より男性の方が多い。

男女の地位の平等感

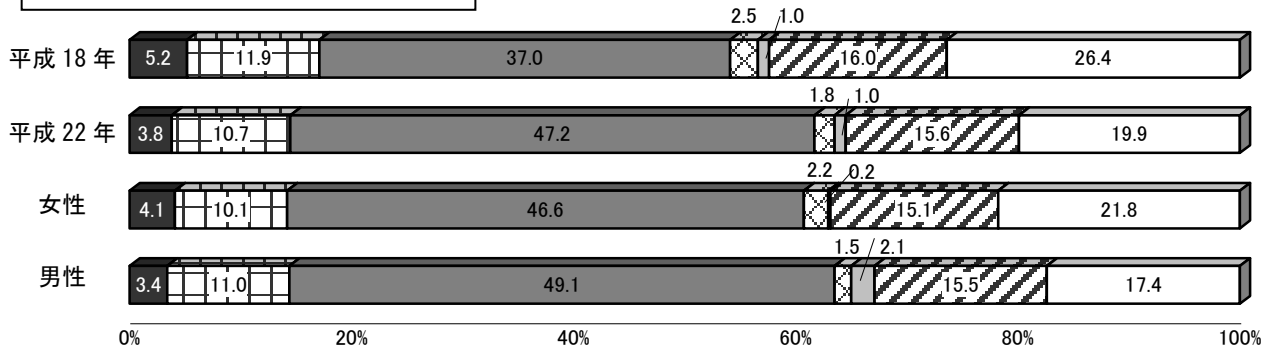
(1) 家庭生活では



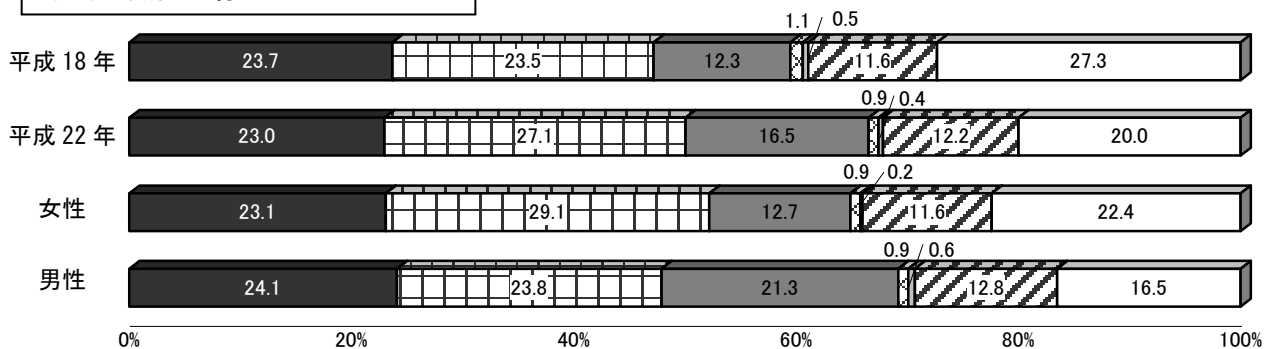
(2) 職場では



(3) 学校教育の現場では

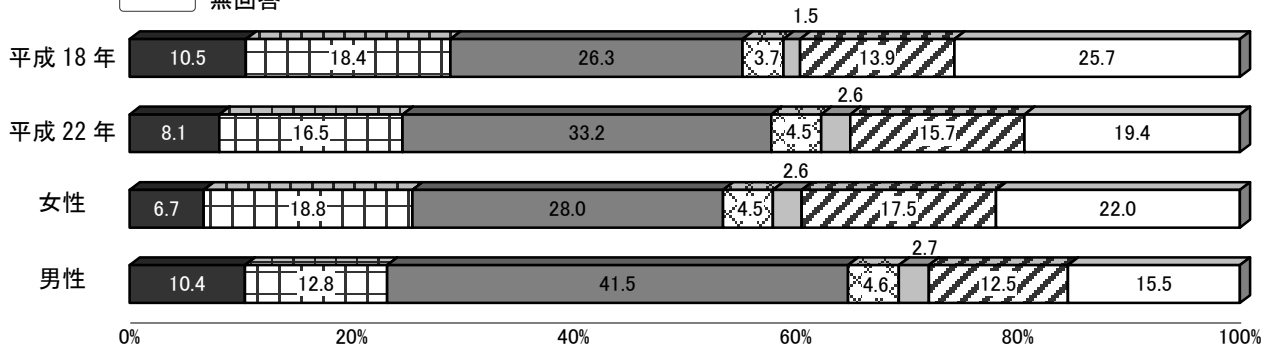
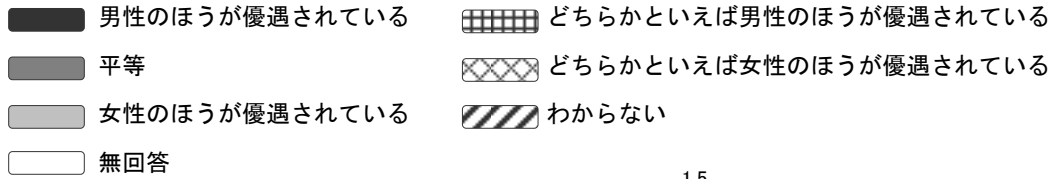


(4) 政治の場では

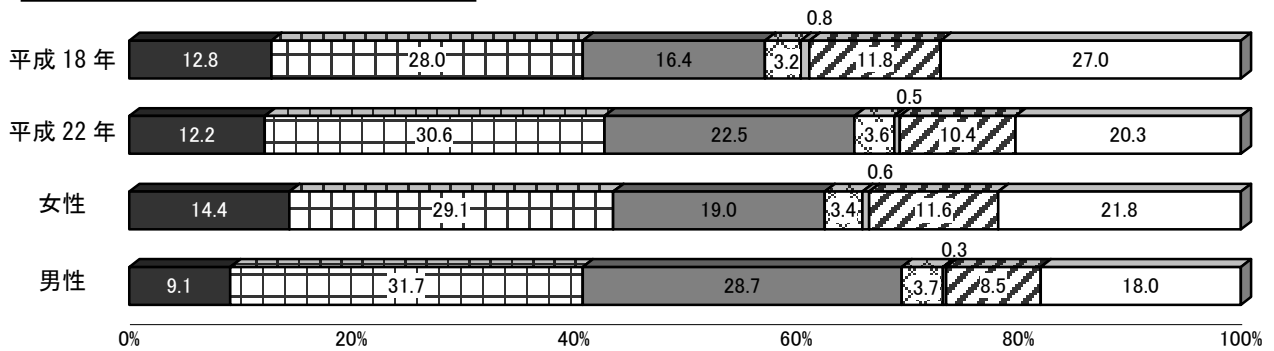


第1章 計画改定の背景

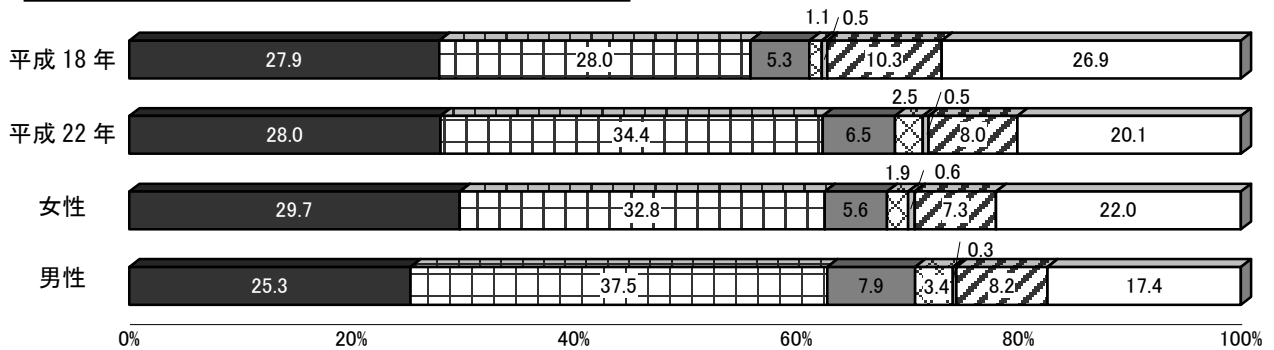
(5) 法律や制度の上では



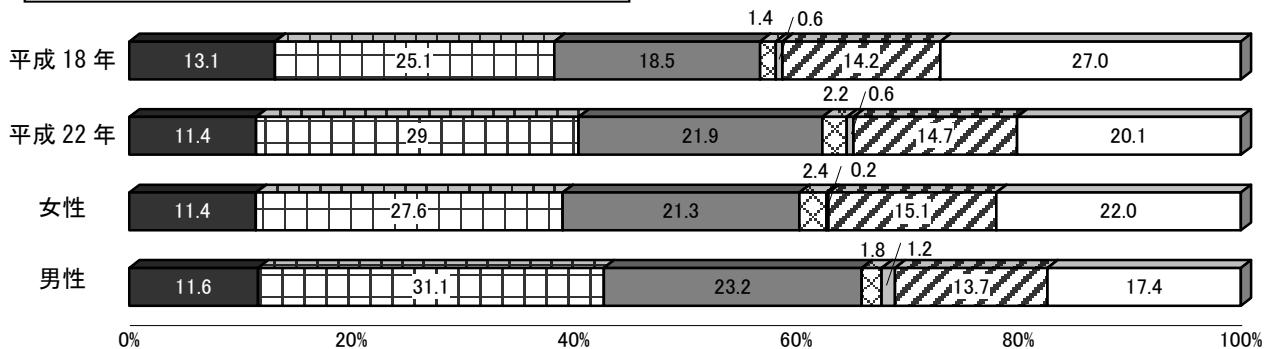
(6) 社会活動の場では



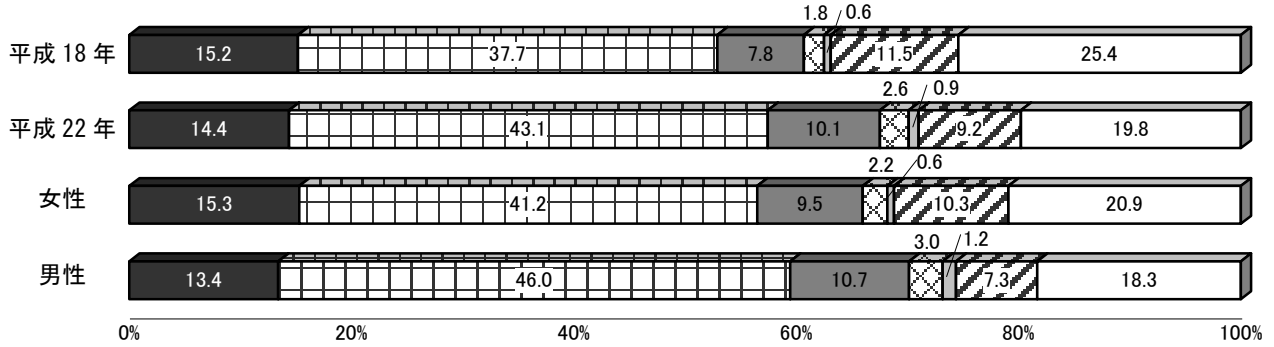
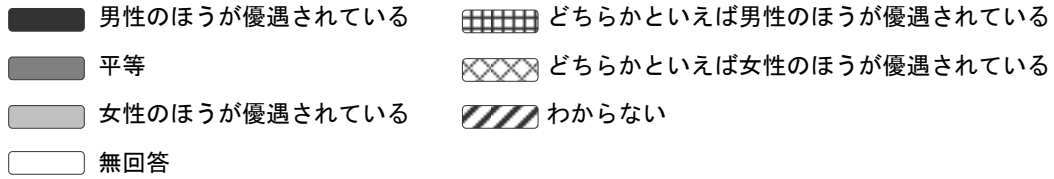
(7) 社会通念、しきたりや慣習では



(8) 県や市町村の行政の場では



(9) 社会全体では

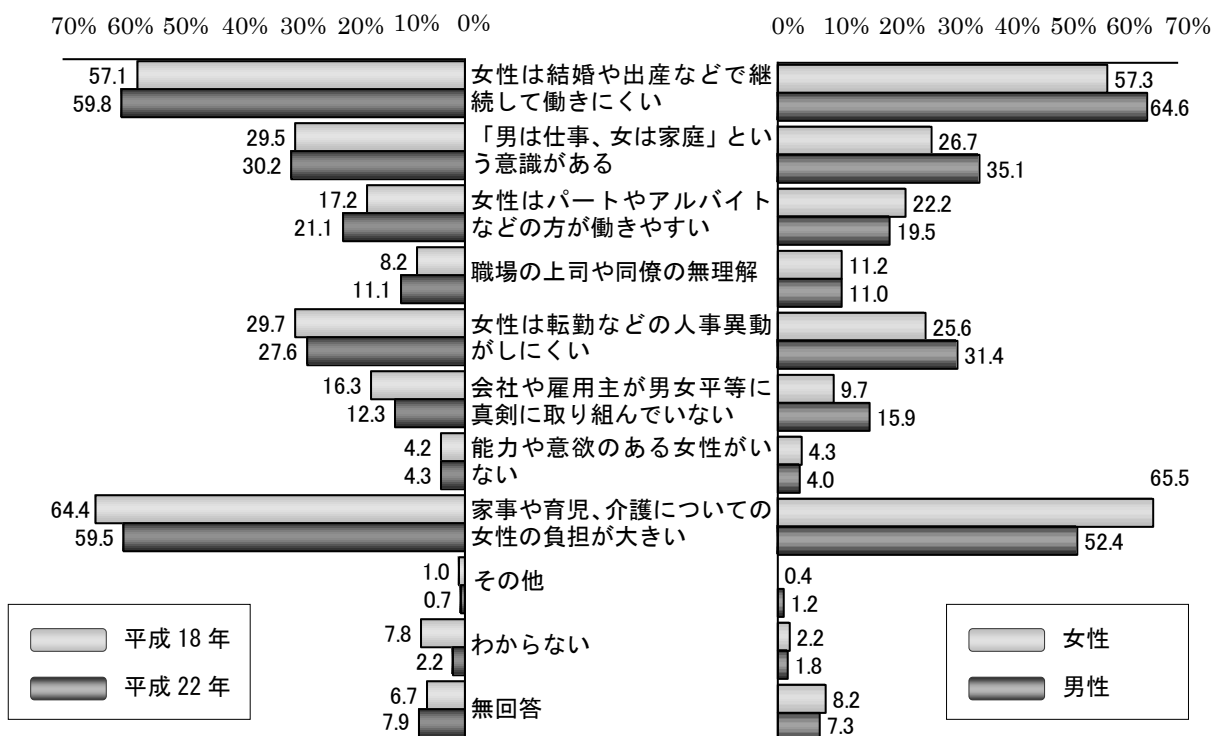


・男女間に平等でない扱いがある理由について、「女性は結婚や出産などで継続して働きにくい」(59.8%)「家事や育児、介護についての女性の負担が大きい」(59.5%)が5割を超えている。平成18年との比較では、傾向に大きな差が見られない。男女での比較で見ると、「女性は結婚や出産などで継続して働きにくい」で男性が6割(64.6%)を超え、「家事や育児、介護についての女性の負担が大きい」で女性が6割(65.5%)を超えている。

男女間に平等でない扱いがある理由

平成18年との比較

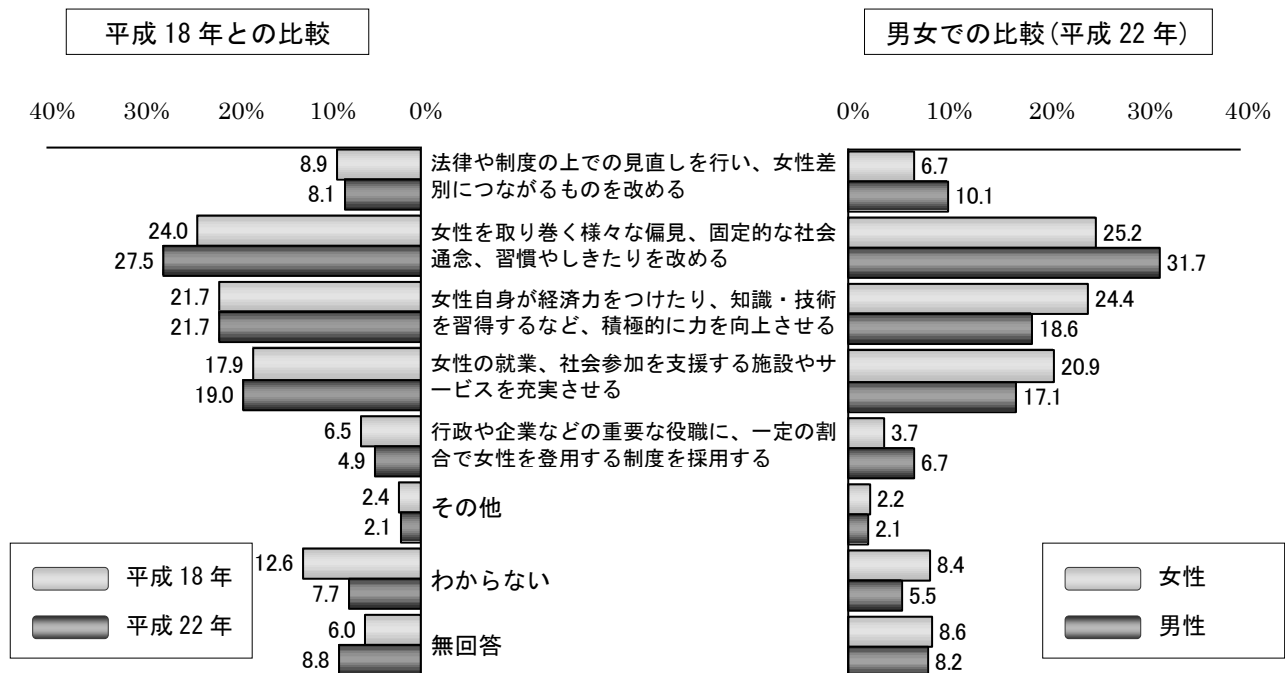
男女での比較(平成22年)



第1章 計画改定の背景

- ・社会のあらゆる分野で男女がもっと平等になるために重要なことでは、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣やしきたりを改める」で27.5%、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力を向上させる」で21.7%と2割を超えている。平成18年との比較では、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣やしきたりを改める」で3.5ポイント増えている。男女での比較で見ると、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣やしきたりを改める」で男性が6.5ポイント高く、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力を向上させる」では女性が5.8ポイント高い。

社会のあらゆる分野で、男女がもっと平等になるために重要なこと



「長門市男女共同参画月間」標語

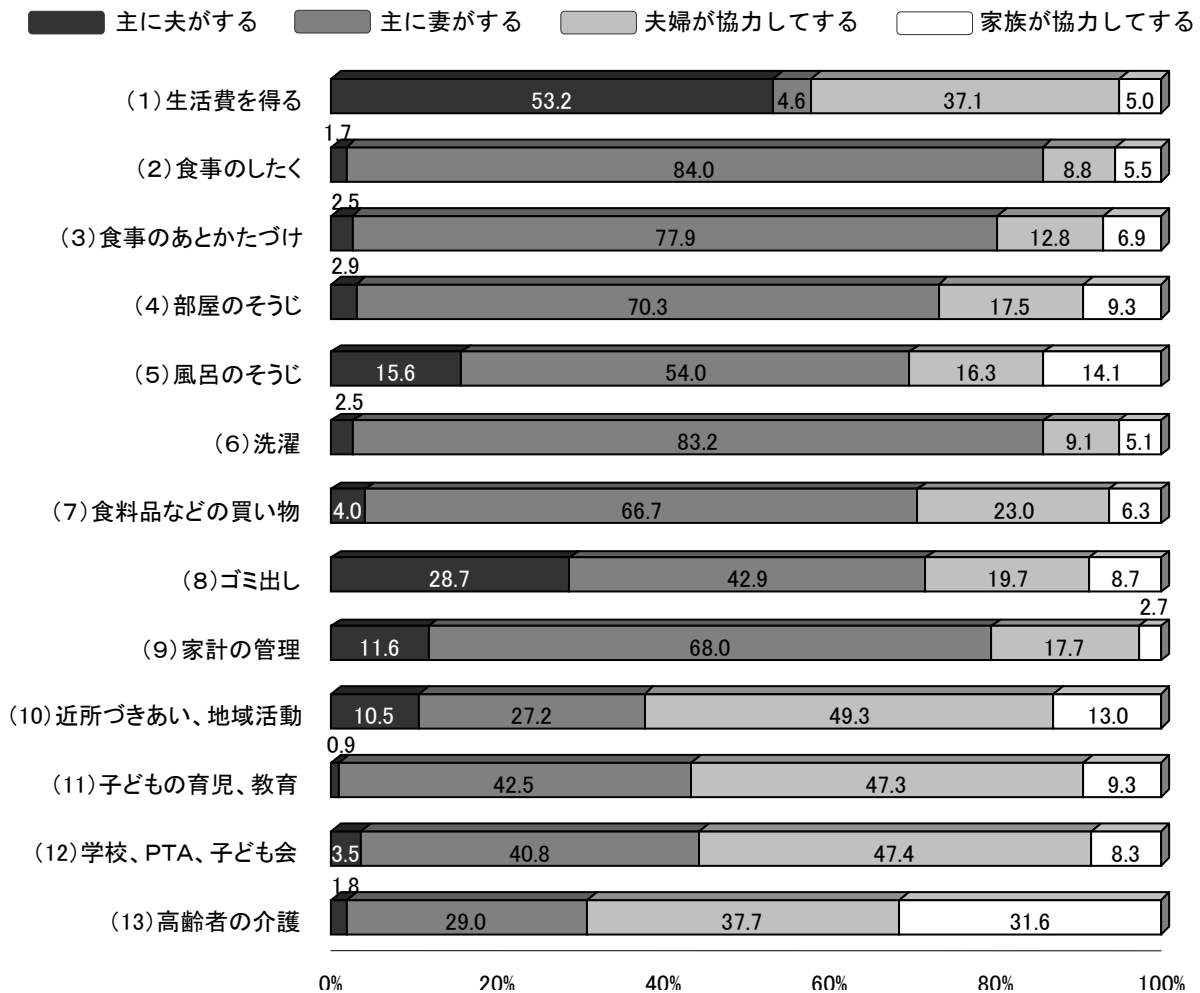
認め合い 男女(ひと)が織り成す 笑みのまち

10月は、長門市男女共同参画月間です。

この期間に、市民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるよう啓発活動及び学習機会の提供等を行います。

○家庭生活・子育て・介護について

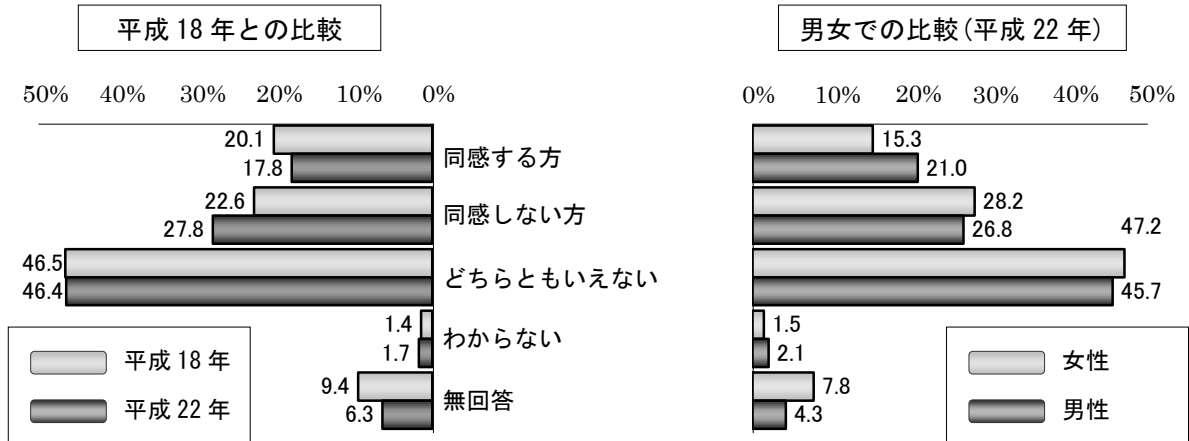
・家庭生活での実際の役割分担について、「主に夫がする」では、「生活費を得る」(53.2%)が5割を超え、「主に妻がする」では、「食事のしたく」(84.0%)「洗濯」(83.2%)が8割を超え、「食事のあとかたづけ」(77.9%)「部屋のそうじ」(70.3%)で7割を超えている。



・夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方について、「どちらともいえない」が46.4%と一番高く、次いで「同感しない方」(27.8%)、「同感する方」(17.8%)となっている。平成18年との比較では、平成18年は「同感する方」と「同感しない方」とを比較すると、「同感しない方」が2.5ポイント高くなっていたが、平成22年ではその差が10ポイントと大きくなっている。男女での比較で見ると「同感する方」は男性が5.7ポイント高く、「同感しない方」「どちらともいえない」では女性のほうが高い。

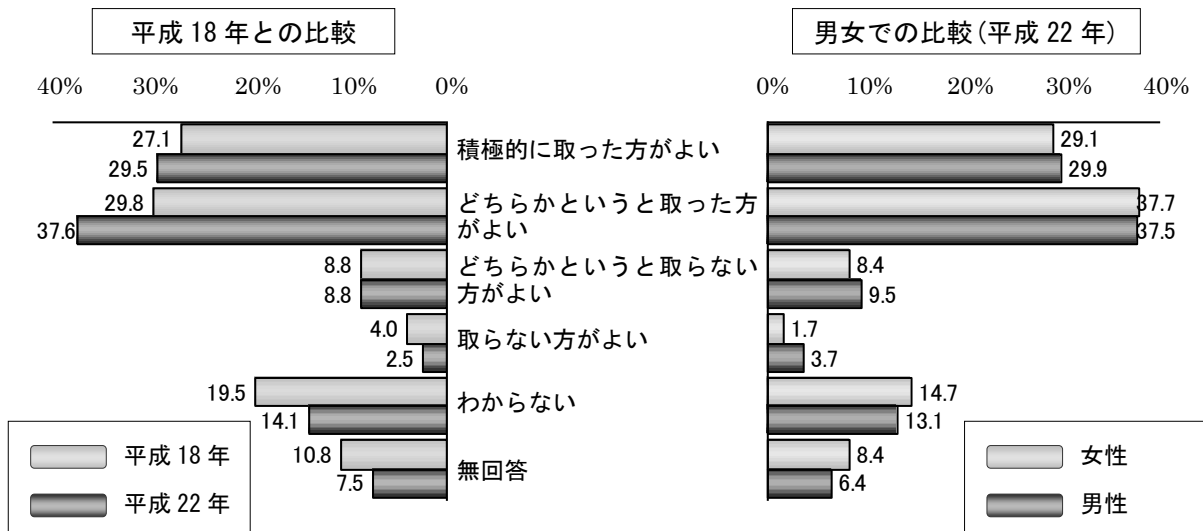
第1章 計画改定の背景

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考え方



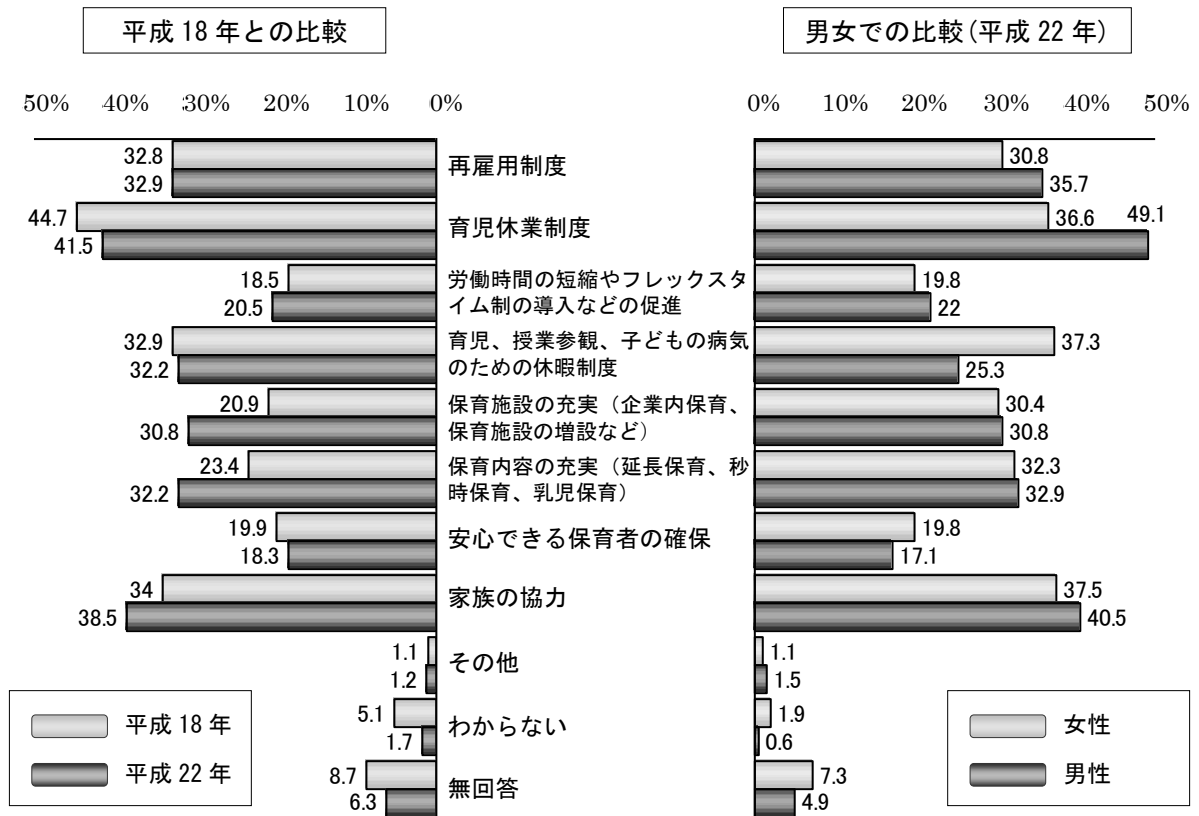
- ・男性が育児休業や介護休業を取ることに、「どちらかというと取った方がよい」が 37.6%と一番高く、「積極的に取った方がよい」とあわせて3分の2が取った方がよいと思っている。平成 18 年との比較では、「どちらかというと取った方がよい」が 7.8 ポイント高くなっている。男女での比較では、傾向に差は見られない。

男性が育児休業や介護休業を取ることに



- ・女性が働きながら子育てをするために必要だと思うことについて、「育児休業制度」(41.5%)が4割を超え、「再雇用制度」(32.9%)、「育児、授業参観、子どもの病気のための休暇制度」(32.2%)、「保育施設の充実」(30.8%)、「保育内容の充実」(32.2%)、「家族の協力」(38.5%)で3割を超えている。平成18年との比較では、「保育施設の充実」(9.9ポイント)、「保育内容の充実」(8.8ポイント)、「家族の協力」(4.5ポイント)で高くなっている。男女での比較では、「育児休業制度」で男性が12.5ポイント高く、「育児、授業参観、子どもの病気のための休暇制度」では女性が12ポイント高くなっている。

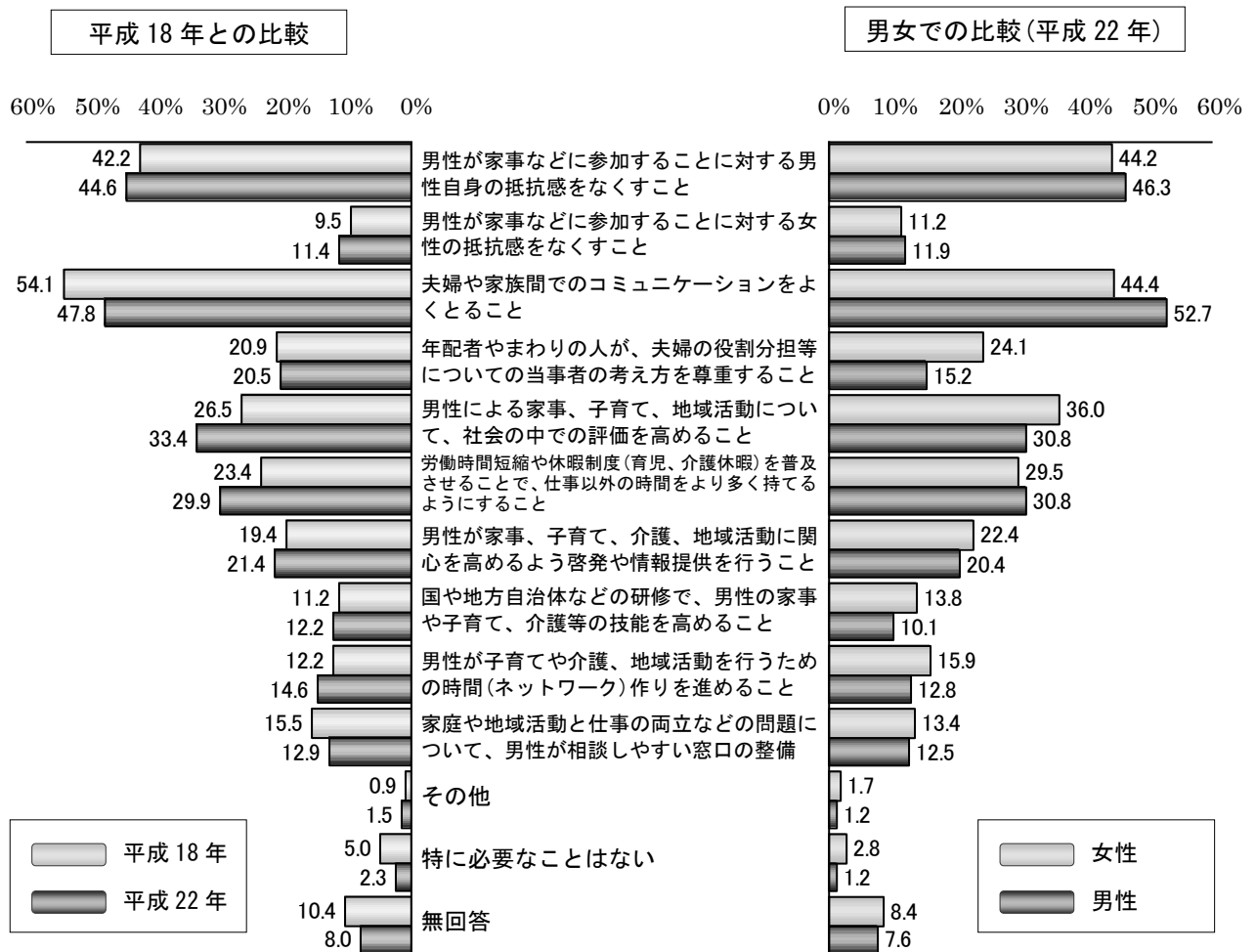
女性が働きながら子育てをするために必要だと思うこと



- ・男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うことについて、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(44.6%)、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくとること」(47.8%)で4割を超えている。平成18年との比較では、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくとること」で6.3ポイント低くなり、「男性による家事、子育て、介護、地域活動について、社会の中での評価を高めること」「労働時間短縮や休暇制度(育児、介護休暇)を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持つようにすること」で約6ポイント高くなっている。男女での比較では、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくとること」で男性が8.3ポイント高く、「男性による家事、子育て、介護、地域活動について、社会の中での評価を高めること」では女性が5.2ポイント高くなっている。

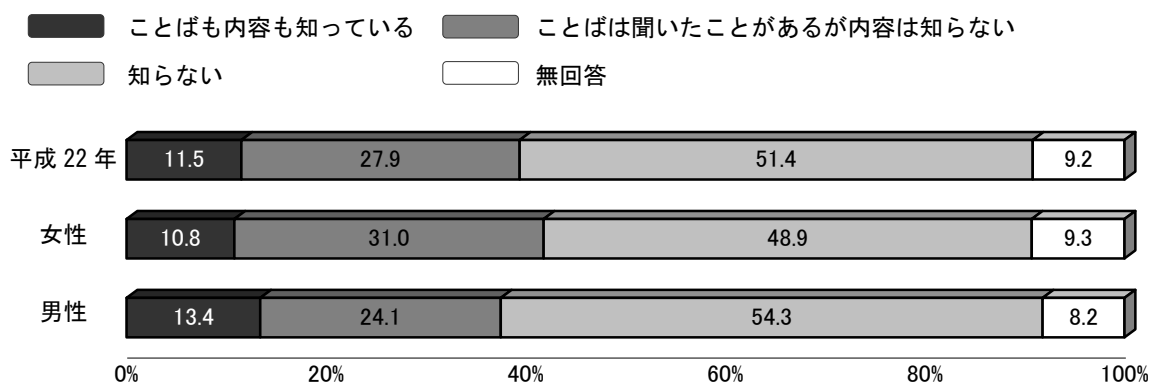
第1章 計画改定の背景

男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと

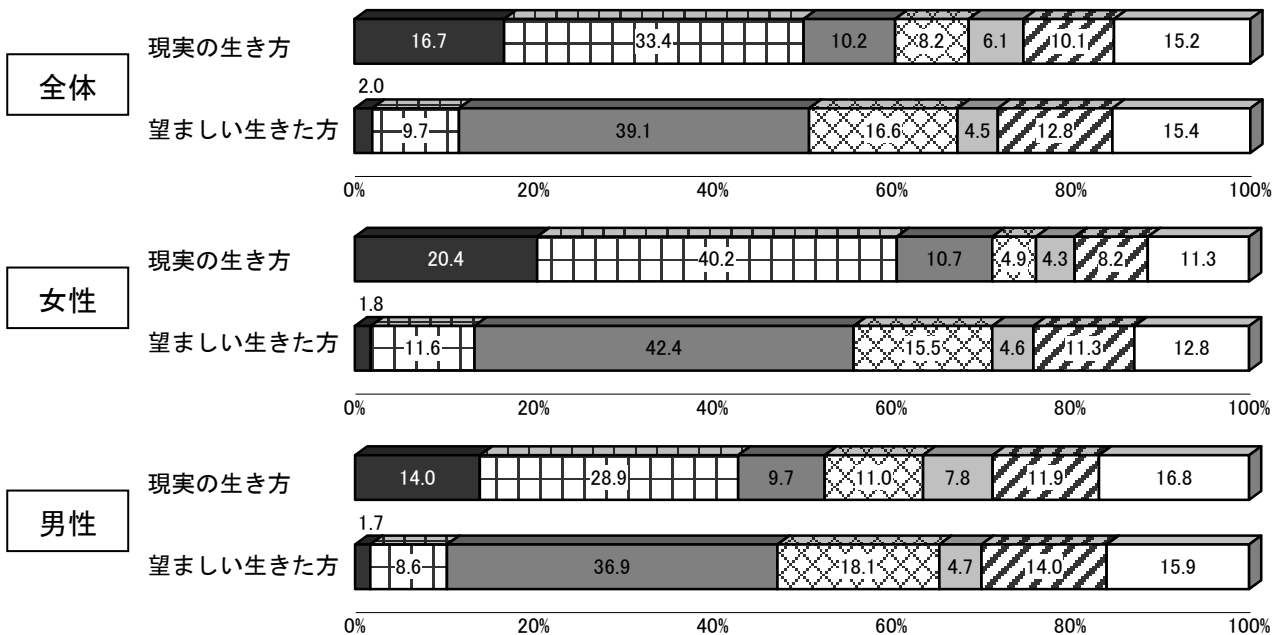
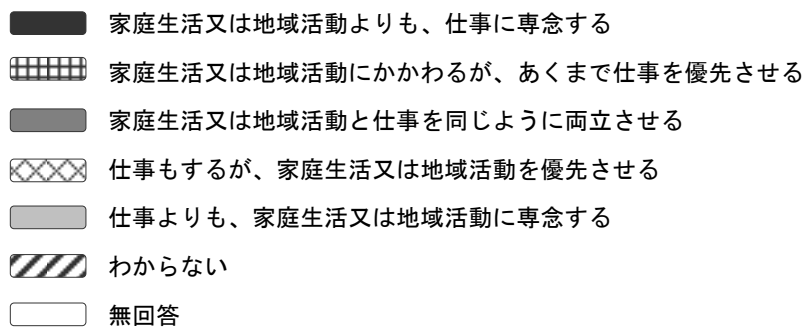


○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度について、「知らない」（51.4%）が5割を超え、「ことばは聞いたことがあるが内容は知らない」（27.9%）が約3割となり、「ことばも内容も知っている」（11.5%）は約1割にとどまっている。男女での比較では、「ことばも内容も知っている」で男性が2.6ポイント高く、「ことばは聞いたことがあるが内容は知らない」は女性が6.9ポイント高くなっている。



・仕事と家庭生活又は地域活動での、(1) 現実の生き方及び (2) 望ましい生き方について、(1) 現実の生き方では、「家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する」が16.7%、「家庭生活又は地域活動にかかわるが、あくまで仕事を優先させる」が33.4%となっているが、(2) 望ましい生き方では、「家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する」が2.0%、「家庭生活又は地域活動にかかわるが、あくまで仕事を優先させる」が9.7%と低くなり、「家庭生活又は地域活動と同じように両立させる」が10.2%から39.1%と高くなっている。男女での比較で見ると、(1) 現実の生き方では、男性が「家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する」で6.4ポイント、「家庭生活又は地域活動にかかわるが、あくまで仕事を優先させる」で11.3ポイント高く、(2) 望ましい生き方では、「家庭生活又は地域活動と同じように両立させる」で男性が5.5ポイント高くなっている。

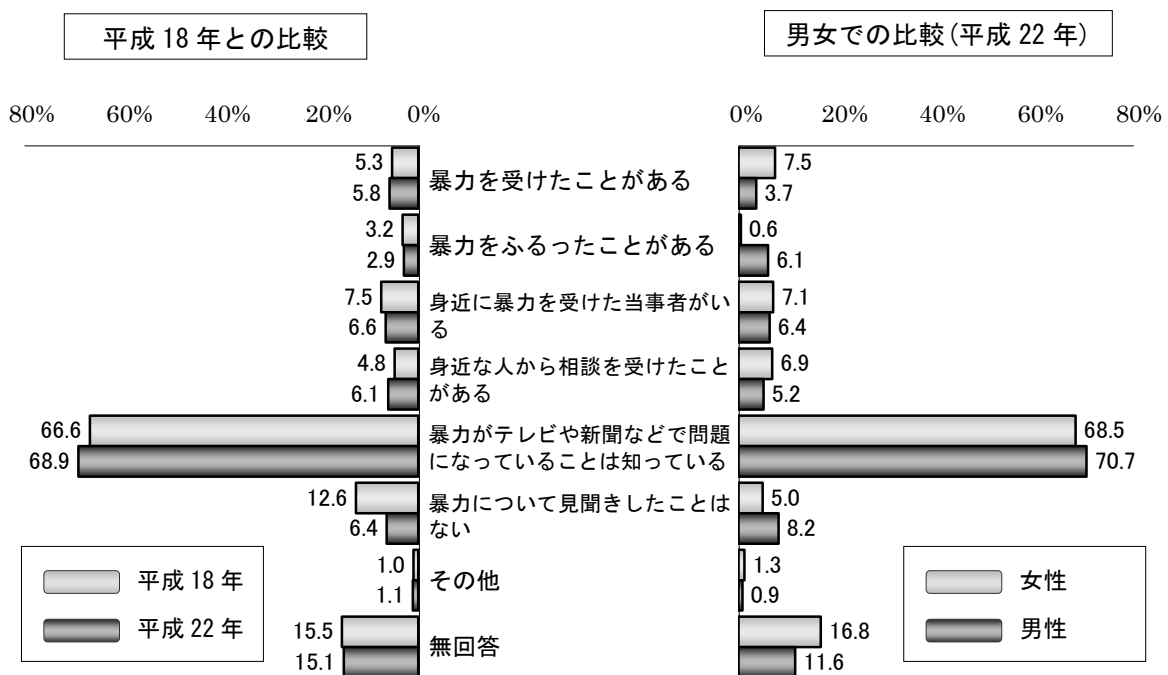


第1章 計画改定の背景

○ドメスティック・バイオレンス（夫婦、恋人同士などの親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けること）について、

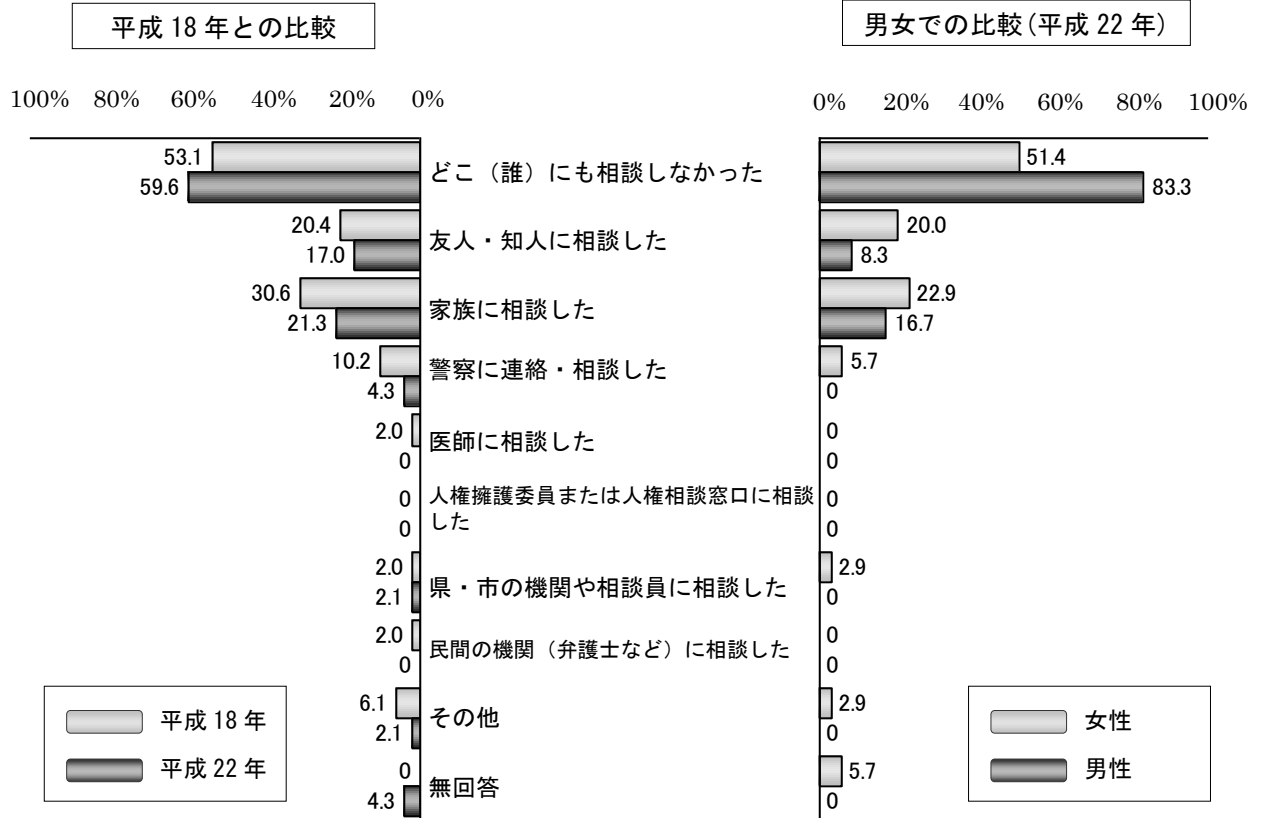
- ドメスティック・バイオレンスの認知度について、「暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っている」が68.9%と一番高いが、「暴力を受けたことがある」「暴力をふるったことがある」「身近に暴力を受けた当事者がいる」「身近な人から相談を受けたことがある」で少ないながら回答がある。平成18年との比較では、「暴力について見聞きしたことがない」が6.2ポイント低くなっている。男女での比較で見ると、「暴力を受けたことがある」で女性が3.8ポイント高く、「暴力をふるったことがある」で男性が5.5ポイント高くなっている。

ドメスティック・バイオレンスの認知度



- 「暴力を受けたことがある」と回答された方の相談先について、「どこ（誰）にも相談しなかった」（59.6%）が約6割と高い。平成18年との比較では、「家族に相談した」で9.3ポイント、「警察に連絡・相談した」で5.9ポイント、「友人・知人に相談した」で3.4ポイント低くなり、「どこ（誰）にも相談しなかった」が6.5ポイント高くなっている。男女での比較では、「どこ（誰）にも相談しなかった」で男性が83.3%、女性との差は31.9ポイントとなっている。

「暴力を受けたことがある」と回答された方の相談先



山口県

男女共同参画推進シンボルマーク

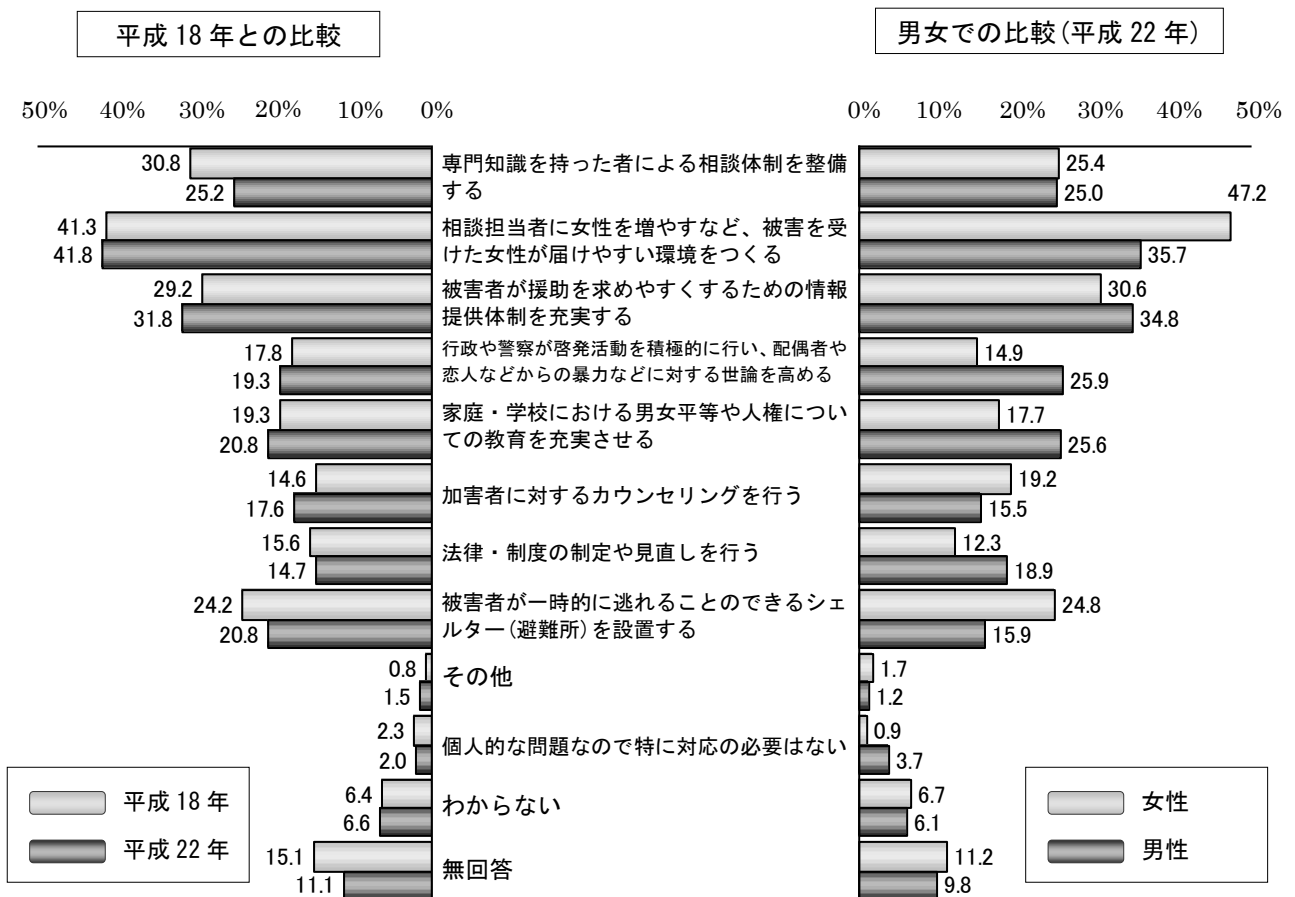


県鳥のナベヅルが自由な大空にはばたく姿に男女共同参画社会の推進をシンボライズしたものの。

第1章 計画改定の背景

- ・ドメスティック・バイオレンスを防ぐ取組で必要だと思うことについて、「相談担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすい環境をつくる」で41.8%、「被害者が援助を求めやすくするための情報提供体制を充実する」で31.8%となっている。平成18年との比較では、「専門知識を持った者による相談体制を整備する」で5.6ポイント低くなっている。男女での比較では、「相談担当者に女性を増やすなど、被害を受けた女性が届けやすい環境をつくる」で11.5ポイント、「被害者が一時的に逃れることのできるシェルター（避難所）を設置する」で8.9ポイント女性が高く、「行政や警察が啓発活動を積極的に行い、配偶者や恋人などからの暴力などに対する世論を高める」で11ポイント、「家庭・学校における男女平等や人権についての教育を充実させる」で7.9ポイント男性が高くなっている。

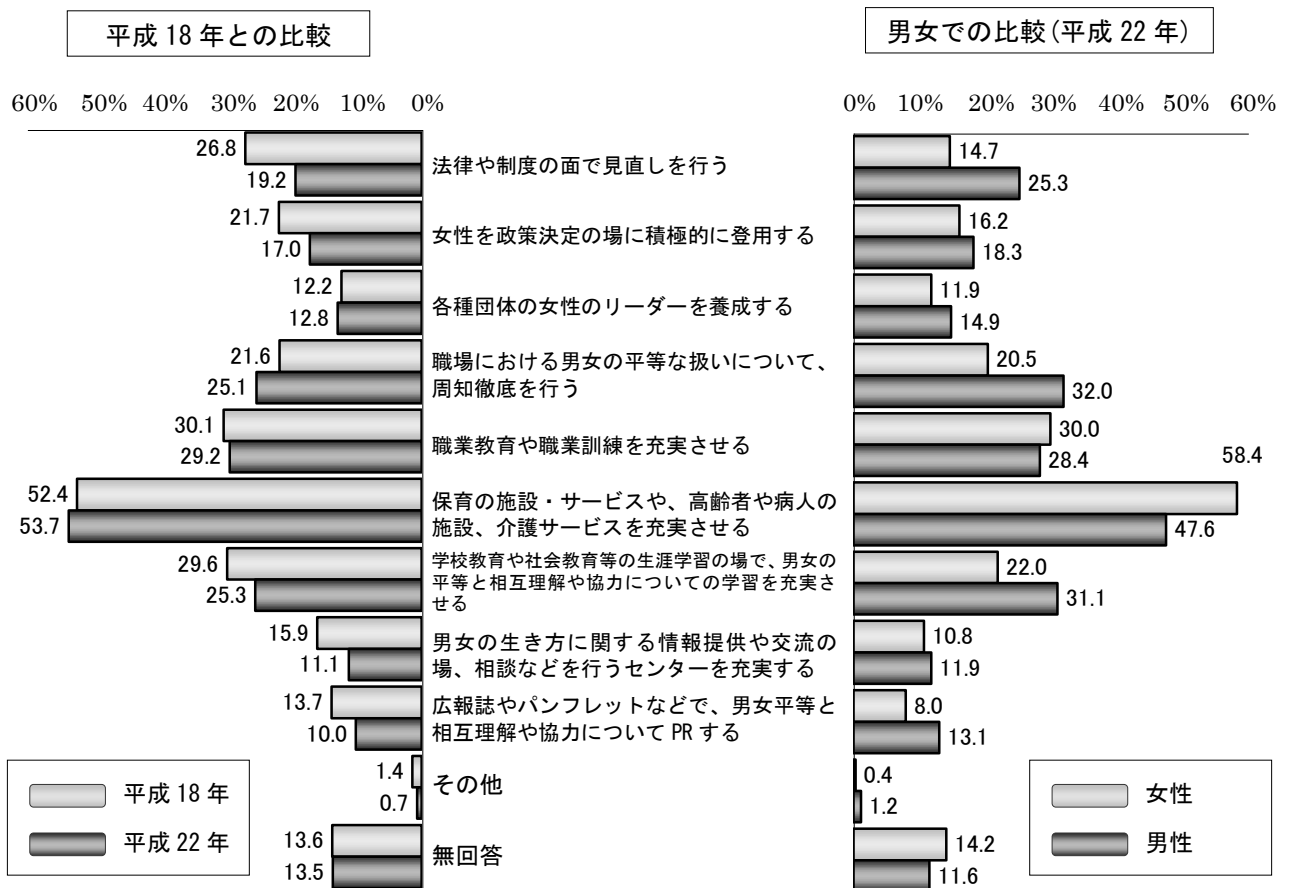
ドメスティック・バイオレンスを防ぐ取組で必要だと思うこと



○男女共同参画社会の形成にあたっての行政への要望

・男女共同参画社会の形成にあたっての行政への要望について、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設、介護サービスを充実させる」が53.7%と高い。平成18年との比較では、「法律や制度の面で見直しを行う」が7.6ポイント低くなっている。男女での比較では、「法律や制度の面で見直しを行う」で10.6ポイント、「職場における男女の平等な扱いについて、周知徹底を行う」で11.5ポイント、「学校教育や社会教育等の生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実させる」で9.1ポイント女性が高く、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設、介護サービスを充実させる」で10.8ポイント男性が高くなっている。

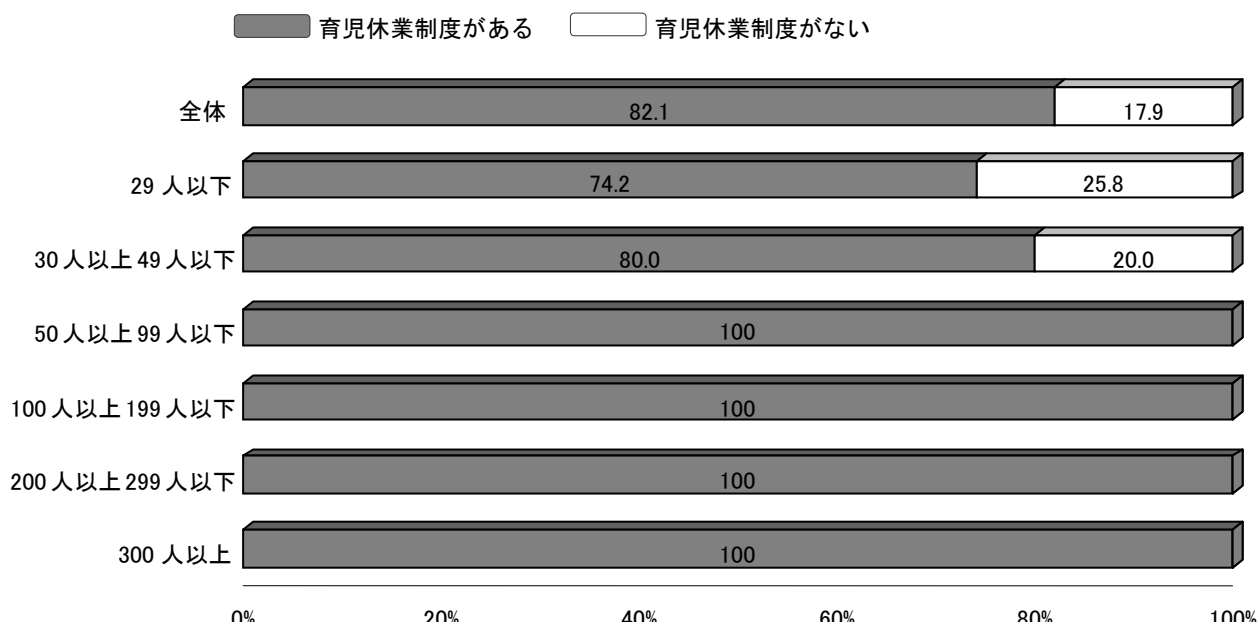
男女共同参画社会の形成にあたっての行政に対する要望



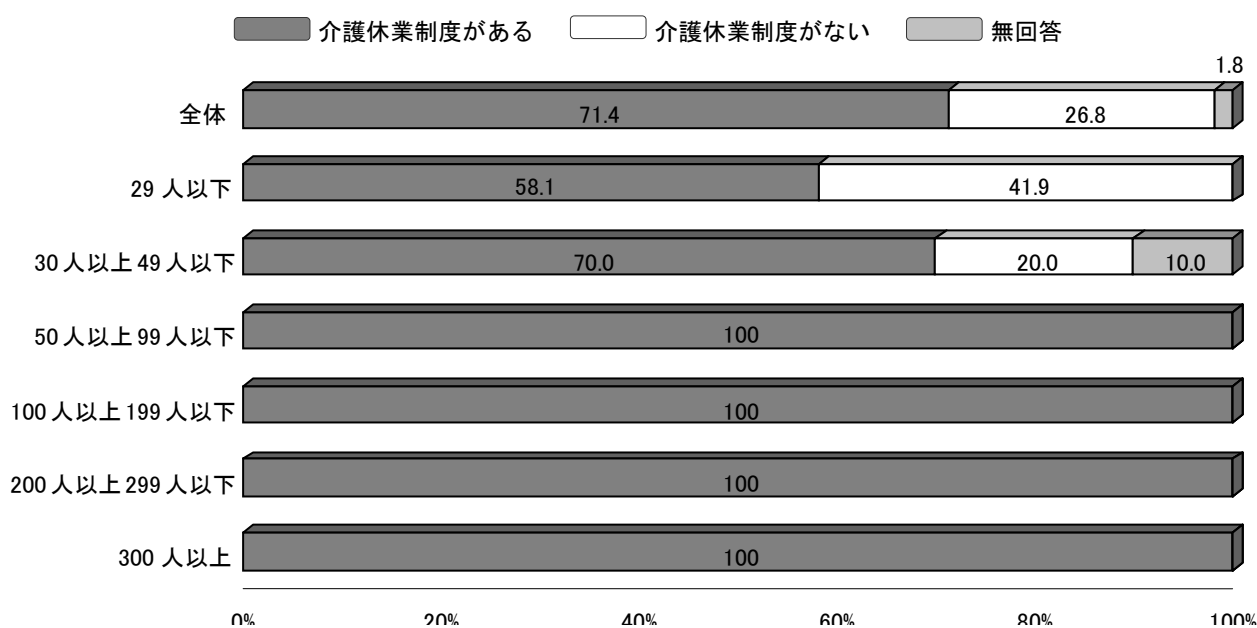
6 事業所アンケート調査結果概要

○育児・介護休暇制度

- ・「育児休業制度の規定がある」事業所は82.1%。回答のあった事業規模50人以上の事業所では、全てに育児休業制度の規定がある。



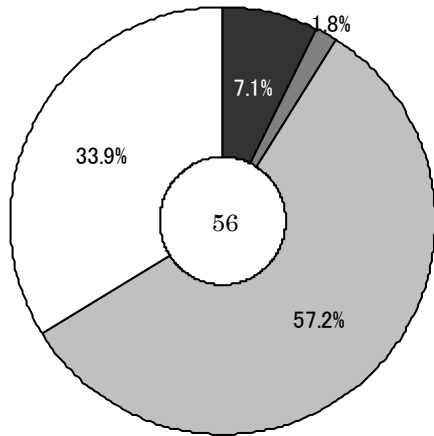
- ・「介護休業制度の規定がある」事業所は71.4%。回答のあった事業規模50人以上の事業所では、全てに介護休業制度の規定がある。



○「やまぐち男女共同参画事業所認証制度」について

・「申請予定はない」が 57.2%、「知らなかった」が 33.9%。「申請予定はない」の理由としては、「認証要件の取組を行っていない」が 22 件（68.8%）で一番高い。

■ 認証事業者である ■ 今後、申請したい ■ 申請予定はない □ 知らなかった

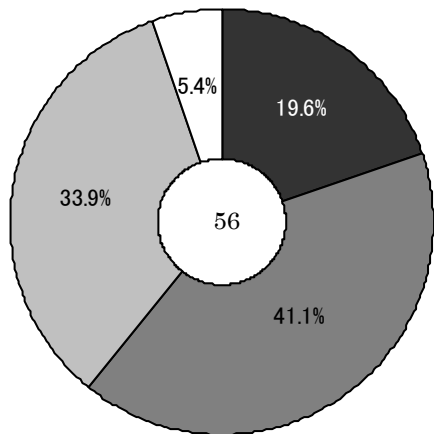


「申請予定はない」の理由

認証事業者への支援に魅力を感じない	3
認証要件の取組を行っていない	22
認証要件の取組を行いたいが方法が分らない	2
その他	3
少人数のため、個別に対応	1
逼迫度を感じない	1
取組を行う前の基盤づくりが優先	1
無回答	2

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

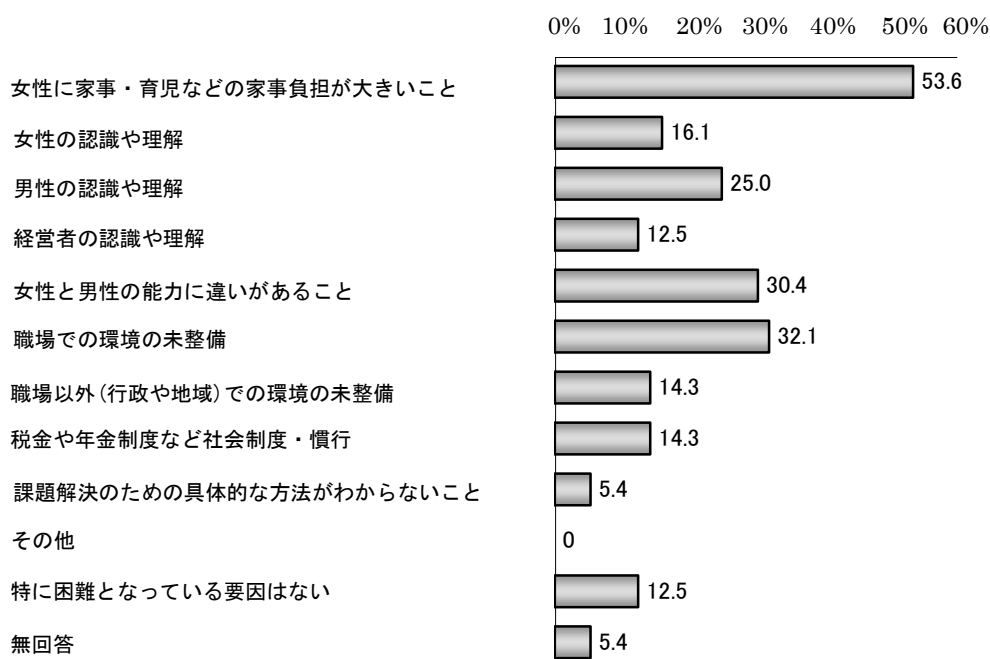
・ワーク・ライフ・バランスの認知度として、「理解している」（19.6%）、「言葉は知っている」（41.1%）。これをあわせて6割。一方「知らない」が 33.9%である。



■ 理解している
■ 言葉は知っている
■ 知らない
□ 無回答

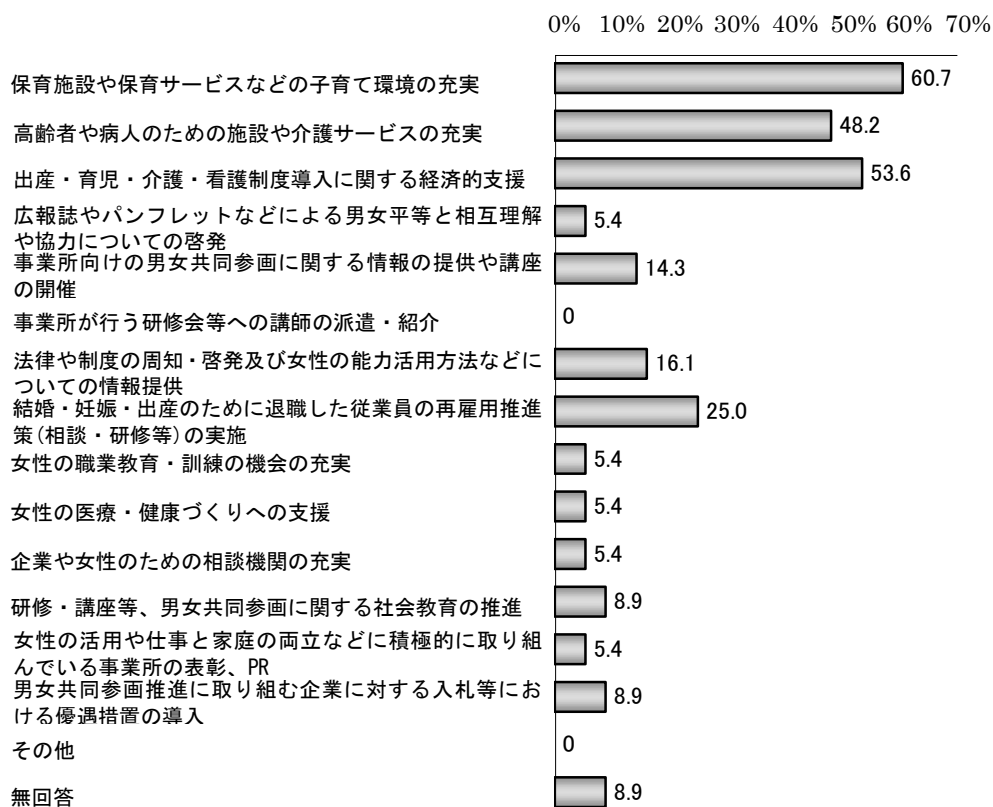
・職場における男女共同参画を困難にしている要因について、「女性に家事・育児などの家事負担が大きいこと」で 53.6%、「職場での環境の未整備」（32.1%）「女性と男性の能力に違いがあること」（30.4%）で3割を超えている。

第1章 計画改定の背景



○男女共同参画の推進にあたって、市の事業や政策への要望

・「保育施設や保育サービスなどの子育て環境の充実」(60.7%)、「出産・育児・介護・看護制度導入に関する経済的支援」(53.6%)「高齢者や病人のための施設や介護サービスの充実」(48.2%)が高い。



7 これまでの取組の検証

第1次男女共同参画計画の（平成19～23年度）の基本目標ごとの達成に向けた具体的施策の取組状況及び現状と課題は、次のとおりです。

I 意識の改革

基本目標1 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

◆取組状況

- ・男女共同参画月間（10月）における懸垂幕・のぼり旗の設置、市広報への特集記事の掲載
- ・人権相談（年14回）、市民相談（年12回）の実施
- ・市民アンケートの実施

◆現状と課題

- ・男女の地位の平等感について、「社会全体」では、「男性のほうが優遇されている」（14.4%）と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」（43.1%）をあわせると57.5%の方が男性の方が優遇されていると答えており、「平等」と答えた割合は10.1%と低い。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に、「同感する方」が17.8%、「同感しない方」が27.8%となっていることから、人権の尊重と男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行見直しが今後必要です。
- ・男女の地位の平等感について、「社会通念、しきたりや慣習」で「平等」と答えた割合は6.5%と低く、社会のあらゆる分野で、男女がもっと平等になるために重要なことでは、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、習慣やしきたりを改める」と答えた割合（27.5%）が最も多いことから、家庭・職場・地域社会における男女共同参画の推進が重要です。

基本目標2 あらゆる分野の男女平等意識を育てる教育・学習の推進

◆取組状況

- ・人権フェスティバル、人権セミナーの実施
- ・男女共同参画講演会の開催
- ・パンフレット、チラシ配布による情報提供

◆現状と課題

- ・女性が働きながら子育てをするために必要なことでは、「家族の協力」が38.5%となっており、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことでは、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が44.6%、「男性による家事、子育て、介護、地域活動について、社会の中での評価を高めること」が33.4%となっていることから、男女共同参画に関する学習機会の充実が必要であり、特に、男性の男女共同参画に対する理解の推進が重要です。
- ・社会のあらゆる分野で、男女がもっと平等になるために重要なことでは、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得したりするなど、積極的に力を向上さ

せる」と答えた割合が21.7%と多いことから、女性のエンパワーメントのための教育・学習機会の提供が必要です。

II 参画

基本目標1 政策・方針決定への女性参画

◆取組状況

- ・行政機関における審議会等委員への登用（21.9%）
- ・やまぐち男女共同参画推進事業者の顕彰

◆現状と課題

- ・平成23年4月1日現在、本市の審議会^{*}等委員への女性の割合は、年々高くなっているものの、割合は21.9%と低い状況です。市議会議員においては5.3%、自治会長においては0%となっており、方針や政策決定過程への女性参画の推進やそのための能力を持った女性の人材育成が必要です。



基本目標2 働く環境の整備

◆取組状況

- ・女性の職業能力開発のための支援（母子家庭高等技能訓練促進事業など）
- ・パンフレット配布による情報提供

◆現状と課題

- ・女性が働く上での障害では、「結婚・出産退職、若年退職の慣行」で32.7%、「家事等との両立ができない」で31.9%と3割を超え、また、女性が働きながら子育てをするために必要なことでは、「育児休業制度」で41.5%、「再雇用制度」で32.9%、「育児、授業参観、子どもの病気のための休暇制度」で32.2%となっており、子育てしやすい職場環境づくりの推進、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- ・事業所のセクシャル・ハラスメント^{*}防止の取組では、「特になし」が44.6%（事業所アンケート調査結果概要には未掲載）で一番高く、防止に関する啓発活動の充実が必要です。
- ・農林漁業の担い手として農業経営や地域の活性化に果たす女性の役割は大きくなる一方、家族経営協定^{*}締結数は農家・漁家ともに依然少なく、農業委員会での女性の割合は2.6%と低いことから、農林水産業における男女共同参画の促進が重要です。



基本目標3 家庭や地域と職場の両立

◆取組状況

- ・一時保育事業、ファミリーサポートセンター*事業等の子育て支援
- ・家族介護教室の開催
- ・男性料理教室の開催

◆現状と課題

- ・男女間に平等でない扱いがある理由では、「女性は結婚や出産などで継続して働きにくい」が59.8%、「家事や育児、介護についての女性の負担が大きい」が59.5%と高いことから、育児・介護支援の充実、男性の家事・育児等への参加促進が必要です。
- ・仕事と家庭生活又は地域活動について、「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」ことが望ましい生き方とする割合が39.1%と高いが、現実の生き方では「家庭生活又は地域活動にかかわるが、あくまで仕事を優先させる」の割合が33.4%と高くなっており、家庭・職場・地域社会における男女共同参画の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

基本目標4 男女間における暴力の根絶

◆取組状況

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）防止の啓発
- ・男女間における暴力に関する相談業務
- ・一時保護支援、緊急避難支援事業

◆現状と課題

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）について、「暴力を受けたことがある」、「暴力をふるったことがある」、「身近に暴力を受けた当事者がいる」、「身近な人から相談を受けたことがある」で少ないながら回答があり、男女間の暴力根絶の啓発が必要です。
- ・「暴力を受けたことがある」と回答した方で、「どこ（誰）にも相談しなかった」が59.6%と高く、DV相談体制の充実、相談窓口の周知が必要です。

○男女共同参画社会実現に向けての取組状況

第1次男女共同参画計画の具体的施策の達成状況は、次のとおりです。

達成	16項目	男女共同参画に関する実態調査など
充実傾向	47項目	男女共同参画月間広報など
変化なし	27項目	審議会等委員への積極的登用など
未実施	6項目	政治への関心を高める意識啓発・学習機会の推進など

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会形成の必要性和計画の役割

長門市では、男女共同参画社会（男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会）の実現に向け、平成19年（2007年）8月に「ながと男女共同参画計画（第1次計画）」を策定し、また、平成21年（2009年）3月に「長門市男女共同参画推進条例」を制定し、これまで様々な取組が進められてきました。

しかしながら、市民アンケートでも見られるように、家庭で、職場で、そして地域の中で、性別による固定的な役割分担意識は未だに根強く残っており、男女の不平等感が存在しています。

このような状況の中で、人口の減少、少子・高齢化、高度情報化等、急速に変化している社会環境に適切に対応しつつ、私たち一人ひとりが、互いにその「人格」を尊重し、かつ、責任を分かち合い、性別に関係なく自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできるまちづくりを進めていくことは、さらに重要度を増してきた課題といえます。

今後この第2次計画に基づき、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、市民、事業者、各種機関・団体等と連携して取り組んでいきます。

2 基本理念

この計画は、「長門市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる次の事項を基本理念とし、男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 性別による差別的取扱いを直接又は間接に受けることなく、個人としてその尊厳が重んじられ、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性についての理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に対し、双方の意思が基本的に尊重されること、及び生涯を通じて健康な生活を営むことについて配慮するようにすること。
- (6) 男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して推進されること。

3 基本目標

基本理念にのっとり、次の6つを計画の基本目標とし施策を体系づけています。

- I 人権尊重と男女共同参画の意識の定着
- II 女性の社会参画への支援と方針・政策決定過程への女性参画
- III 仕事と生活の調和を図る環境整備
- IV 農林水産業における男女共同参画の促進
- V 地域活動への男女共同参画の促進
- VI 男女間のあらゆる暴力の根絶

I 人権尊重と男女共同参画の意識の定着

男女共同参画の根底を成す基本理念は、個人の尊厳の重視であり、人権の尊重です。男女共同参画社会を実現するためには、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を持つことが不可欠です。そうした男女の人権尊重の意識や男女平等の意識を育てるため、教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、学校をはじめ、家庭・地域などの様々な場において、男女平等を進める教育・学習を図る必要があります。

重点目標

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- (3) 男女共同参画の意識を育てる教育・学習の推進

II 女性の社会参画への支援と方針・政策決定過程への女性参画

人口の減少、少子高齢化の進行など私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に対応するために、多様な考え方を生かしていくことが今まで以上に必要であり、方針・政策決定過程への男女共同参画が非常に重要です。

しかしながら、本市において方針・政策決定過程への女性の参画は十分ではなく、市の審議会等委員への女性の割合は21.9%（平成23年4月現在）となっています。

このため、女性があらゆる分野で責任ある主体的な存在として能力が発揮できるよう支援するとともに、あらゆる分野における方針・政策決定過程への女性参画を拡大するために、市が率先して取組を進め、市民、事業者等に対しても、意思決定過程への女性参画を啓発し、その取組を支援していくことが必要です。

重点目標

- (1) 女性の参画支援
- (2) 方針・政策決定過程への女性参画の推進

Ⅲ 仕事と生活の調和を図る環境整備

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※」が求められています。

このため、性別にとらわれず、男女平等な関係のもとで、多様な生き方を主体的に選択し、仕事も子育ても、介護も、無理なく両立できるようにするための環境整備に取り組んでいきます。

重点目標

- (1) 多様なライフスタイルに対応した就業環境の支援
- (2) 経済的自立支援
- (3) 育児・介護支援の充実
- (4) 高齢者の自立支援の充実
- (5) 男性の地域・家庭生活への参画支援
- (6) 男女の生涯を通じた健康支援

Ⅳ 農林水産業における男女共同参画の促進

本市の基幹産業である農林水産業において、女性は、生産・生活の両面で重要な役割を果たしており、農林水産物の加工・直売やエコツーリズム*など、地域活性化の牽引役として今まで以上に活躍が期待されています。

しかし、固定的役割分担意識は根強く、女性の労働が適正に評価されていないことや、農業委員や農林水産業関係審議会等に占める女性の割合が低いなど、農山漁村地域における男女共同参画は十分とはいえません。

このため、男女共同参画意識の醸成、方針・政策決定過程への女性の参画を推進します。

重点目標

- (1) 男女共同参画意識の醸成
- (2) 経営への女性参画の推進
- (3) 地域社会への男女共同参画の推進

Ⅴ 地域活動への男女共同参画の促進

男女は、家庭の中で生活するだけでなく、地域活動やPTA活動、あるいは、ボランティア活動などにも、様々な形で関わっています。そのような場でも、まだまだ男女共同参画は十分には実現されていません。

男女共同参画の実現を目指すためには、男女ともに地域における活動へ積極的に参加することが必要であり、そのために、男女共同参画を踏まえた活動が行われるよう支援していくとともに、市民団体と協働した男女共同参画の推進に取り組めます。

重点目標

- (1) 地域活動での男女共同参画の推進
- (2) ボランティア団体などの地域活動団体への支援
- (3) 市民団体と協働した男女共同参画の推進

VI 男女間のあらゆる暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）※、ストーカ―行為※などの暴力は、著しく人権を侵害する行為であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

このため、あらゆる暴力を根絶するためには、私たち一人ひとりが、どのような暴力をも許さないという意志を持つことが大切であり、その啓発に努めます。また、ドメスティック・バイオレンス（DV）を根絶するための社会的認識の周知や、相談窓口の充実を図るなど、ドメスティック・バイオレンス（DV）を容認しない社会の実現を目指します。

重点目標

- (1) 男女間における暴力の根絶の啓発
- (2) ドメスティック・バイオレンス（DV）対策
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発

4 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画基本法※及び長門市男女共同参画推進条例に基づく基本計画で、長門市総合計画を上位計画と位置付け、国の男女共同参画基本計画及び山口県男女共同参画基本計画との整合を図り、また、本市の男女共同参画に関する施策の総合的、かつ、計画的な推進を図るため策定するものです。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度までの5年間とします。

ただし、国内外の動向や社会環境の変化を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の意識の定着

重点目標（1） 男女の人権の尊重

〔目標〕

男女共同参画及び人権の尊重について理解することは、市民一人ひとりの責務です。このため市では、広報・啓発活動を推進します。また、男女共同参画に関する国際社会の動向についても、情報の収集及び提供の充実を図ります。

〔施策の方向〕

- ・男女問わず幅広い年齢に理解を促すための各種広報媒体を利用した効果的な広報・啓発を進めます。
- ・市施策及び広報・刊行物における表現が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず人権の尊重や男女平等を踏まえたものとなるための取組を進めます。
- ・人権の侵害に対して相談体制の充実を図り、関係機関との連携を強化します。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○市民一人ひとりが男女共同参画及び人権尊重意識を持てるように、各種広報媒体を利用して広報・啓発活動を推進する。	企画政策課 総務課
○被害者を救済するため、人権の侵害に対して適切な助言を行うとともに、調査や関係機関への通報を行う。	市民課 福祉課 学校教育課 生涯学習スポーツ振興課
○市職員一人ひとりが男女共同参画及び人権尊重意識を持ち市施策の計画・執行ができるように、研修の充実を図る。また、男女共同参画及び人権尊重の視点に配慮した広報、刊行物を作成する。	総務課
○「女子差別撤廃条約」などの国際的規範や国際的動向について、情報提供を行う。	企画政策課

〔指標〕

項目	平成22年度現状	平成28年度目標
○社会全体において男女の地位が平等と思う割合	10.1%	増やす

重点目標（2） 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

〔目標〕

固定的な性別役割分担意識は男女共同参画の阻害要因となります。このため市では、市民、事業者、各種機関・団体等と協働し、男女に及ぼす影響を検証し、男女の機会の平等の認識を深め、定着させるための啓発活動を推進します。

〔施策の方向〕

- ・社会に根強く残る、固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、性別・年齢に応じた意識啓発、情報提供の推進を行います。
- ・市民意識の調査を行い、市施策の検証を行います。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○国や県が行う男女共同参画に関する情報を収集し、市民が利用しやすい形で提供する。	企画政策課
○「男女共同参画推進月間」（毎年10月）を中心にイベント等を開催し、性別や年代に応じた広報・啓発活動を行い、固定的な性別役割分担意識と慣行の見直しを図る。	企画政策課
○男性の正しい理解による意識及び責任に基づく行動が男性にとっても意義深い男女共同参画社会の形成につながることにについて、年齢に応じた広報・啓発活動を行うことによって、その意識の改革を推進する。	企画政策課
○男女共同参画社会の実現に向け、市民意識や現状を把握するとともに、施策等の効果について調査する。	企画政策課

〔指標〕

項目	平成22年度現状	平成28年度目標
○社会通念、しきたりや慣習において男女の地位が平等と思う割合	6.5%	増やす
○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に同感する割合	17.8%	減らす

重点目標（3） 男女共同参画の意識を育てる教育・学習の推進

〔目標〕

幼児教育・学校教育・社会教育をさらに進め、人権が尊重される男女共同参画社会の実現を目指します。

〔施策の方向〕

- ・各年代で男女共同参画意識を育てる教育を推進します。
- ・性別に応じた意識啓発、学習機会の提供を行います。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○男女平等の視点に立ち、慣習や固定的な役割分担にとらわれず、個人の能力や興味に応じた進路選択ができるよう、幼児教育・学校教育・社会教育を推進する。	企画政策課 福祉課 学校教育課 生涯学習スポーツ振興課
○ライフサイクルに添った学習機会を提供する。	学校教育課 生涯学習スポーツ振興課
○男女共同参画社会づくりのリーダーとなる人材を育成するための研修・学習を実施する。	企画政策課 生涯学習スポーツ振興課
○男性や高齢者が男女共同参画について理解を深めるための広報啓発及び学習機会の提供を行う。	企画政策課 福祉課 生涯学習スポーツ振興課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○学校教育の現場において男女の地位が平等と思う割合	47.2%	増やす
○おやじの会 [*] の設置数	8 箇所	10 箇所

基本目標Ⅱ 女性の社会参画への支援と方針・政策決定過程への女性の参画推進

重点目標（1） 女性の参画支援

〔目標〕

事業者、各種機関・団体等における、方針・政策決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。このため市では、女性が男性とともに、各分野で積極的に参画し能力が発揮できるよう、支援します。

〔施策の方向〕

- ・女性が、社会のあらゆる分野で責任ある主体的な存在として能力が発揮できるよう、学習機会の提供を行います。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○女性が自らの意識を高め、社会のあらゆる分野に参画する力を身に付け、一社会人として活躍できるように、学習機会や情報の提供を行う。	企画政策課 商工水産課 福祉課 生涯学習スポーツ振興課
○就業を望む女性が希望する職業に就き、職業選択の幅が広げられるよう職業能力の開発を支援する。	福祉課 商工水産課 生涯学習スポーツ振興課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○社会活動の場において男女の地位が平等と思う割合	22.5%	増やす

重点目標（2） 方針・政策決定過程への女性参画の推進

〔目標〕

事業者、各種機関・団体等の方針や施策を決定する場で、男女の意見がバランスよく反映されるよう、あらゆる分野における意思決定過程への女性の参画の促進を目指します。

〔施策の方向〕

- ・企業や団体における男女共同参画に向けた広報・啓発活動を進め、取組を促進します。
- ・行政機関における男女共同参画のための取組を一層進めるとともに、審議会等への女性委員の登用を促進します。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○審議会や委員会への女性の登用を図り、国の目標 30%（平成 32 年(2020 年)）に到達するよう推進する。	企画政策課 総務課
○女性の意見により、今までとは違った組織の運営手法や女性参画の利点を示し、女性登用の必要性などを啓発する。	企画政策課 商工水産課
○企業や団体における女性参画の現状把握に努めるとともに、その課題分析に基づいた施策を推進する。	企画政策課 商工水産課
○女性参画に積極的に取り組んでいる事業者や団体を顕彰し、男女共同参画のモデルとして広く紹介する。	企画政策課 商工水産課
○市における女性管理職等への登用と職域の拡大を図る。	総務課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○審議会等委員への女性の割合	21.9%	30%
○政治の場において男女の地位が平等と思う割合	16.5%	増やす

やまぐち男女共同参画推進事業者
シンボルマーク



山口県の「山」をモチーフとして、男女が共に手を取り合い、創造し、推進するイメージを表現したものの。

基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和を図る環境整備

重点目標（1） 多様なライフスタイル*に対応した就業環境の支援

〔目標〕

市民一人ひとりが人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現することができるよう、全ての業種において多様で柔軟な就業環境づくりを目指します。

〔施策の方向〕

- ・柔軟な勤務形態の必要性や有効性を企業に周知するとともに、仕事と生活のバランスを自らが判断し取れる働き方の重要性について広く社会への啓発に努めます。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○男女がそれぞれのライフスタイルにあった働き方が選択できるよう、多様な働き方に対する情報を提供する。	商工水産課
○男女がその能力を十分に発揮し、充実した職場環境のもとで働けるための情報を市民や事業者を提供する。	企画政策課 福祉課 商工水産課
○育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて支援する。	福祉課 商工水産課
○自営業の女性が、役割と貢献に対して適正な評価がされ、経営の対等なパートナーとして参画できるよう、関係機関と連携して啓発を進める。	商工水産課 農林課
○女性参画に積極的に取り組んでいる事業者や団体を顕彰し、男女共同参画のモデルとして広く紹介する。	企画政策課 商工水産課
○入札制度において、子育て支援や仕事と生活の調和に関する取組を行っている事業者の評価を加算するなどを検討し、事業者の取組を支援する。	財政課
○労働者が安心して働くことができるように、関係機関と連携をとりながら職場環境問題や労働問題などの相談に対応できる体制を整える。	商工水産課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○ワーク・ライフ・バランス*という言葉の認知度	11.5%	増やす
○現実の生き方で「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」を選んだ割合	10.2%	増やす
○職場において男女の地位が平等と思う割合	15.0%	増やす

重点目標（2） 経済的自立支援

〔目標〕

市民一人ひとりが男女の別なく、様々な分野に参画し能力を発揮することは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な課題です。この課題解決にあたっては、市民の経済的自立が必要となります。市では積極的にこれを支援します。

〔施策の方向〕

- ・就業に関して、関係機関と連携し、様々な情報を提供します。
- ・ひとり親家庭に対する支援を行います。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○働きたい男女の就業に向け関係機関と連携を取りながら就職支援情報を提供する。	福祉課 商工水産課
○自らの能力や経験を基に、新しい発想や視点でビジネスを目指す起業家を支援する。	商工水産課
○ひとり親家庭に対する支援を行う。	福祉課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
休日保育事業	0カ所	1カ所
ショートステイ事業	1カ所	維持
病児保育事業	1カ所	維持

一時預かり事業	6カ所	8カ所
---------	-----	-----

重点目標（3） 育児・介護支援の充実

〔目標〕

育児・介護について、様々な家族や家庭のあり方に応じた支援に、事業者、関係機関・団体、地域、市が協働して取り組みます。

〔施策の方向〕

- ・育児・介護について、男女が協力して担うことができるよう、様々な家族や家庭のあり方にも応じた多様な子育て支援、介護サービスの充実を図ります。
- ・保健、福祉、教育等の連携のもと、地域ぐるみで子育てを支援する体制の整備を図り、社会全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○就労の有無にかかわらず、安心して子育てができるように、多様なニーズに対応した質の高い保育サービスを提供する。	福祉課 学校教育課
○子育て等に関する相談体制の充実や子育てサークルへの支援を行う。	福祉課 生涯学習スポーツ振興課
○放課後の児童の健全育成を図るため、地域のニーズに対応したサービスの充実を図る。	福祉課 生涯学習スポーツ振興課
○ファミリーサポートセンター※の充実を図る。	福祉課
○安心して子育てができる環境整備を目的とした「次世代育成支援対策推進法※」に基づく施策を展開する。	福祉課 健康増進課
○在宅サービスや施設整備を始め、質の高い介護サービスの向上に努め、情報提供・相談体制の充実・介護保険制度の円滑な運営を図る。	福祉課
○介護の負担が長期化することや重労働化することによる身体的・精神的負担の軽減を図り、介護情報の提供や仲間づくりを支援する。	福祉課 健康増進課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○家庭教育学級開設数	幼保 3 園 小学校 11 校 中学校 6 校	幼保 12 園 小学校 11 校 中学校 6 校
○放課後子ども教室開設数	2 教室	5 教室

重点目標（４） 高齢者の自立支援の充実

〔目標〕

高齢者が健康で安心して心豊かに暮らせるよう、市では自立のための支援を充実させ、社会活動に参画できる機会の拡大を図ります。

〔施策の方向〕

- ・高齢者が地域社会の担い手として活躍できるよう、社会参画の促進や機会を提供します。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○高齢者の保健・福祉サービスの充実や、スポーツ活動、体力測定など健康づくりの機会を提供し、高齢者の健康管理意識の向上を図る。	福祉課 健康増進課 生涯学習スポーツ振興課
○高齢者が地域社会の中で安心して自立した生活が送れるよう、生きがい健康づくり支援の充実や社会参画の促進を図る。	福祉課 健康増進課 商工水産課
○高齢者が就労や様々な社会活動へ積極的に参加し、生きがいを持って自立した生活が送れるよう社会参画の支援や機会を提供する。	福祉課 生涯学習スポーツ振興課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
体力測定実施数	1 回	2 回

重点目標（5） 男性の地域・家庭生活への参画支援

〔目標〕

固定的な性別役割分担意識を解消し、男性が積極的に地域・家庭生活に参画できるよう、学習機会の提供や啓発活動を推進します。

〔施策の方向〕

- ・固定的な性別役割分担意識の解消を図り、共働き世帯の増加といった社会背景の変化を踏まえ、家庭や地域における男女共同参画の実践の拡大を目指します。
- ・様々な活動を含めた地域生活に男性や若年層が参加しやすくなるような取組を進めます。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○男性に強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動を行う。	企画政策課
○家族の一員として家庭生活の責任と自立を促すため、男性の家事への参画を支援する。	健康増進課 生涯学習スポーツ振興課
○妊娠・出産・育児で男女が協力し合うため、男性の育児への参画を支援する。	福祉課 健康増進課
○女性に集中しがちな介護などへの男性の参画を促すため、男性の介護・看護・介助への参画を支援する。	福祉課 健康増進課
○育児・介護休業制度を広く周知するとともに、取得しやすい職場環境の実現に向けて支援する。	企画政策課 商工水産課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○家庭生活において男女の地位が平等と思う割合	18.2%	増やす
○男性の料理教室の参加人数	87 名	増やす
○家族学級の男性の参加人数	11 名	増やす

重点目標（6） 男女の生涯を通じた健康支援

〔目標〕

男女の生涯を通じた健康を支援するとともに、妊娠・出産期などでの母性保護*・健康管理支援策を推進します。

〔施策の方向〕

- ・男女が生涯を通じて健康で豊かな人生の実現を目指して、各年代や性差に応じた支援を行います。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○生涯を通じて男女が健康で豊かな人生の実現を目指して、「長門市健康増進計画」に基づいて、相談や指導などそれぞれの年代に応じた健康づくりを支援する。	健康増進課
○子どもを安心して健やかに生み育てることができるよう妊娠・出産期における健康管理について支援する。また、不妊に悩む男女への相談体制を整備するとともに、情報提供などの支援を行う。	健康増進課
○女性労働者のために労働基準法*や男女雇用機会均等法*に基づく母性保護及び健康管理の重要性を啓発する。	健康増進課 商工水産課
○男女がお互いにパートナーを敬い、性と生殖に関する健康・権利という考え方を浸透させるため、啓発活動に努める。	健康増進課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○妊婦学級の参加人数	93 名	増やす
○育児学級の参加人数	92 名	増やす
○家族学級の参加人数	21 名	増やす

基本目標Ⅳ 農林水産業における男女共同参画の促進

重点目標（1） 男女共同参画意識の醸成

〔目標〕

農林水産業、農山漁村において男女共同参画意識の醸成が図られるよう、関係機関・団体と協働し、学習機会の提供や啓発活動を推進します。

〔施策の方向〕

- ・農林水産業、農山漁村において、女性は生産・生活の両面で重要な役割を果たしており、固定的な性別役割分担意識の解消・女性の参画促進のため啓発活動を進めます。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○農林水産業、農山漁村において男女共同参画意識の醸成が図られるよう、学習機会の提供や啓発活動を推進する。	農林課 商工水産課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
研修会の開催	1 回	増やす



重点目標（2） 経営への女性参画の推進

〔目標〕

女性の農林水産業経営への参画は、長門市における男女共同参画推進にとって重要な課題です。このため農林水産業に携わる女性が経営のパートナーとして、その地位と役割が評価されるよう、関係機関・団体、市が協働し支援します。

〔施策の方向〕

- ・農林水産業において女性の労働を適正に評価する意識を醸成し、経済的自立の促進や労働環境の整備を推進します。
- ・農業経営や起業活動に積極的に参画する意欲ある女性に対する支援を行います。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○女性の役割と貢献に対して適正な評価がされ、経営の対等なパートナーとして参画できるよう関係機関と連携して啓発を進める。	農林課 商工水産課
○農林水産業における家族経営協定*締結の推進、女性の労働の適正評価等により女性の経営参画を促進する。	農林課 商工水産課
○経営や起業に積極的に参画する意欲のある女性農林水産業者に対する支援を行う。	農林課 商工水産課
○女性が主体的に経営参画できるよう経営能力の向上を支援するとともに、認定農業者の増加の促進、農家・漁村生活改善士等女性のリーダーの育成を推進する。	農林課 商工水産課
○農林漁業において生産と生活の調和が図れるよう育児・介護支援サービスを提供する。	福祉課 農林課 商工水産課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○家族経営協定締結数(文書締結数)	農家) 18 件 漁家) 17 件	農家) 35 件 漁家) 20 件
○農山漁村女性起業グループ数	29 グループ	35 グループ
○認定農業者に占める女性の割合	3.8%	10.0%
○指導林業士(女性)	1 人	1 人
○農家生活改善士	9 人	12 人
○漁村生活改善士	4 人	4 人

重点目標（3） 地域社会への男女共同参画の推進

〔目標〕

農林水産業の重要な担い手として地域社会において積極的に参画できるよう、組織・団体での方針決定の場への参加を促進します。

〔施策の方向〕

- ・農林水産業・農山漁村の一層の活性化に向けて、女性団体等の活動を支援し、方針決定過程への女性の参画を促進します。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○生活改善実行グループ等女性団体・グループを支援し、女性の地位向上・役割発揮及び社会参画を促進する。	農林課 商工水産課
○組織・団体での方針決定の場への参画を促進する。	農林課 商工水産課 企画政策課
○農業委員へ女性の登用を図り、国の目標 30%（平成 32 年(2020 年)）に到達するよう推進する。	農業委員会 農林課
○地域での方針決定の場への参画を促進する。	農林課 商工水産課 企画政策課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○農業委員に占める女性の割合	2.6%	8.0%
○農林水産業関係審議会に占める女性委員の割合	12.0%	30.0%



基本目標Ⅴ 地域活動への男女共同参画の促進

重点目標（１） 地域活動での男女共同参画の推進

〔目標〕

地域活動の場において、男女がともに参画できるよう、意思決定過程への女性の参画を促進します。

〔施策の方向〕

- ・地域活動において、固定的な性別役割分担意識の解消を促しながら、男女共同参画を踏まえた様々な社会活動等が実践されるよう支援します。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○自治会など地域活動の場において、男女がともに参画し、意思決定過程に参画できるよう支援する。	企画政策課 生涯学習スポーツ振興課
○地域公共空間で女性の参画を阻害する要因について改善を行い、男女共同参画を促進するために環境づくりを行います。	都市建設課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○社会活動の場において男女の地位が平等と思う割合	22.5%	増やす

重点目標（２） ボランティア団体などの地域活動団体への支援

〔目標〕

ボランティア活動やNPO*団体などの市民活動の活性化を図るため、男女がともに参加できる環境づくりを推進します。

〔施策の方向〕

- ・あらゆる年代の男女が主体的に地域にかかわるよう促進を図るとともに、そのための環境づくりを進めます。



〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○男女が自主的に社会貢献活動に参加できるように、ボランティア団体等の市民活動を支援する。	企画政策課 福祉課 生涯学習スポーツ振興課 生活環境課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○NPO法人の認証数	15 団体	20 団体
○社会福祉協議会登録ボランティア数	個人 18 団体 61	増やす

重点目標（3） 市民団体と協働した男女共同参画の推進

〔目標〕

市民団体と協働して男女共同参画社会の実現を目指します。

〔施策の方向〕

- ・市民団体等との相互連携・協力のもとに、男女共同参画の推進に向け多様な広報・啓発活動を展開します。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○市民団体などが自由な発想で自主的に取り組む男女共同参画に関する学習活動を支援する。	企画政策課 生涯学習スポーツ振興課
○市民団体などと協働して「男女共同参画推進月間」（毎年 10 月）のイベント等の開催や広報・啓発活動を行う。	企画政策課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
講座開催数	0 回	1 回

基本目標Ⅵ 男女間のあらゆる暴力の根絶

重点目標（１） 男女間における暴力の根絶の啓発

〔目標〕

男女間のあらゆる形態の暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力）の根絶は、市民、事業者、各種機関・団体、市を通じた責務です。このため、男女の人権尊重の教育・学習と啓発活動を推進します。

〔施策の方向〕

- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）※、セクシュアル・ハラスメントなどの根絶を図るため、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた広報・啓発に努めます。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○男女間における全ての人権侵害・暴力の根絶に向けて、啓発活動や学習機会の提供を行う。	企画政策課 生涯学習スポーツ振興課
○男女間における暴力に関する法律の内容について市民へ周知する。	市民課 企画政策課
○関係機関との連携を強化し、男女間におけるあらゆる暴力について被害の状況などを調査し、結果を公表する。	企画政策課 市民課 福祉課
○暴力を受けた被害者が相談しやすい環境や体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化し、解決に向けて支援する。	市民課 福祉課 企画政策課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○暴力がテレビや新聞などで問題になっていることは知っているという割合	68.9%	増やす

重点目標（２） ドメスティック・バイオレンス（DV）対策

〔目標〕

DVの根絶のためには、それが犯罪であり人権を侵害するものであるという市民の意識が重要です。このため、市では、啓発活動はもちろん、被害者が相談しやすい体制の整備と関係機関と連携した被害者保護支援を推進します。

第3章 計画の内容

〔施策の方向〕

- ・被害者が相談しやすい体制の整備と被害が潜在化しないように、相談窓口の周知について徹底します。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○DVは、重大な犯罪であり、人権の侵害であることについて、人権尊重に立脚した啓発活動を行う。	市民課 企画政策課
○被害者が相談しやすい体制の整備と相談窓口の周知、被害の状況に応じて迅速に対応するために関係機関との連携を強化する。	市民課 福祉課 健康増進課 企画政策課 都市建設課 学校教育課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○暴力を受けたことがある、暴力をふるったことがあると回答した割合	(受けた) 5.8% (ふるった) 2.9%	0% 0%
○DV被害経験者で「どこ(誰)にも相談しなかった」と回答した割合	59.6%	減らす

重点目標(3) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発

〔目標〕

セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発を行い、男女が持てる能力を発揮できる環境づくりを推進します。

〔施策の方向〕

- ・セクシュアル・ハラスメント防止のため、関係機関と連携し、啓発活動を進めます。

〔具体的施策〕

施策の内容	所管課
○職場・学校・地域において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識を高め、全ての人が、その持てる能力を発揮できる環境づくりを進める。	市民課 商工水産課

〔指標〕

項目	平成 22 年度現状	平成 28 年度目標
○セクシュアル・ハラスメント防止に関して取組をおこなっていない事業所の割合	44.6%	減らす



第4章 計画の推進

第4章 計画の推進

1 計画の推進

この計画の内容を実現するためには、市民、事業者、各種機関・団体等の理解と協力、行動が不可欠であり、市も男女共同参画社会形成に向けて全庁的に取り組む必要があります。

このため、男女共同参画社会の形成に資することを目的とした「長門市男女共同参画推進条例」に盛り込まれた理念や考え方にに基づき、市民の意見を幅広く取り入れながら、男女共同参画社会形成に向けた施策を推進します。

2 推進体制

他機関等との連携強化を図り、男女共同参画に関する施策の総合的な推進体制をさらに充実させ、積極的な事業展開を目指します。

(1) 市民、事業者、各種機関・団体等との連携

社会の構成員それぞれが、相互に連携しながら男女共同参画に主体的に取り組み、実践の拡大を促進するため、市民、事業者、各種機関・団体等との連携・協力体制を充実し、男女共同参画に関する活動に対し積極的な支援措置を行います。

(2) 庁内の推進体制強化

男女共同参画社会の実現を目指し、副市長を本部長とする長門市男女共同参画推進本部が本市における男女共同参画関連施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

長門市男女共同参画審議会から助言や提言等を受け、推進体制の更なる充実を図ります。

(3) 国、県との連携

男女共同参画の推進に関する様々な施策を、国や県と連携して推進します。

3 相談体制の強化

性別に基づく差別などによって人権が侵害された場合、被害者の相談に応じ必要な措置を講ずるため、解決に向けて関係機関などとの連携を図ります。

4 進行管理

毎年度、男女共同参画に関する本計画の進捗状況を取りまとめ、検証します。また、その検証結果を公表します。

附属資料

1 用語集

あ

※ILO156号条約

正式名は「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」。介護や育児等の家族的責任を有する男女労働者間の機会・待遇に伝統的役割観に基づく差別が生じないように、また家族的役割観に基づく差別が生じないように、また家族的責任を有する労働者その他の労働者の間の機会・待遇の実効的な均等をめざし、昭和56年(1981年)にILO(国際労働機関)が採択した。

同時に採択した、第156号勧告は具体的措置を規定している。日本は、「育児休業法」を「育児・介護休業法」に改正したうえで、平成7年(1995年)に本条約を批准した。

※育児・介護休業法

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児又は家族介護を行う労働者の仕事と家庭の両立支援のため、平成4年(1992年)に「育児休業法」として施行され、平成7年(1995年)に「育児・介護休業法」に改正された。

育児休業は、満1歳未満の子どもの養育をする男女の労働者が雇用関係を継続したまま一定期間休業することができる。平成16年(2004年)の改正では育児休業期間の延長(子どもが1歳を超えても休業が認められる一定の場合には1歳6ヵ月に達するまで延長)が、平成21年(2009年)の改正では3歳までの子どもを持つ労働者についての短時間勤務制度(1日6時間)の導入や配偶者が専業主婦(夫)である場合の除外規定の廃止などが盛り込まれた。

※一般事業主行動計画

平成17年(2005年)4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が、子育てをしている労働者等の就業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備などの取組みをおこなうために策定する計画。常時雇用する労働者101人以上の企業に策定が義務付けられ、その他の企業は努力義務となっている。

※エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象として、体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。

※M字カーブ

女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)を折れ線グラフに表すと、アルファベットの「M」の字を描くことを表す語。20歳代及び40歳代の労働力が高く、「M」の二つの山になり、出産・育児期である30歳代に低く底を描く。結婚・出産で退職し、子育て後に再就職する女性が多いことを表している。このようなM字曲線になっているのは、日本、韓国などの少数の国だけで、他の先進国では女性が継続して就業できる条件が整っており、M字の谷にあたる部分が上昇し、台形となっている。

※エンパワーメント (empowerment)

個人として、そして(あるいは)社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

※NPO

Non Profit Organization の略。「民間非営利組織」と訳される。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、様々な分野における営利を目的としない住民の自発的意思による活動団体。

このうち、「NPO法人」とは、平成 10 年(1998 年)に成立した特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利法人」の一般的な総称。

※おやじの会

父親が子どもたちのために、地域で自主的に活動している団体。父親も育児や教育に積極的に関わっていきこうという目的で結成されている。年々全国的に増えている。

か

※家族経営協定

農業等に就業している個々の世帯員が共同経営者としての立場を確保し、今後の経営の方向や生活目標を明確にし、その同じ目標に向かって家族員間で取り決めをおこなうこと。

※国際婦人年

昭和 47 年(1972 年)の第 27 回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和 50 年(1975 年)を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和 51 年(1976 年)～昭和 60 年(1985 年)までの 10 年間で「国連婦人の十年」とした。

※国連特別総会「女性 2000 年会議」

第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後 5 年間の実施状況の見直し、評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、平成 12 年(2000 年)にニューヨークで開催された。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択された。

※国連婦人の十年

昭和 50 年(1975 年)の第 30 回国連総会において昭和 51 年(1976 年)～昭和 60 年(1985 年)を「国連婦人の十年—平等・発展・平和」とすることが宣言された。「国連婦人の十年」の中間にあたる昭和 55 年(1980 年)には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間年世界会議」(第 2 回女性会議)が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる昭和 60 年(1985 年)には、ナイロビで「国際婦人の十年世界会議」(第 3 回女性会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

※固定的な性別役割分担

「男性は仕事、女性は家庭」などに表されるように、性別によって適切な役割や能力があり、それを分担しあうのが自然だとする固定観念をいう。その時代や地域の習慣・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結びついている。

性別役割分担意識は、一人ひとりが持つ個性や能力、性格、適正などの違いとは無関係に性別でパターン化してしまい、柔軟な発想や自己実現意欲を損なうだけでなく、生き方を狭め、女性の経済的自立や男性の身近生活の自立を妨げる要因にもなっている。

さ

※次世代育成支援対策推進法

わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策にについて、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速克重点的に推進するために必要な措置を講ずることを定めた法律。平成15年(2003年)7月16日に交付、施行。ただし、国の行動計画策定指針の策定は、平成15年(2003年)8月22日から、地方公共団体の行動計画並びに一般事業主及び特定事業主の行動計画の策定は平成17年(2005年)4月1日から施行。

なお、本法は、平成27年(2015年)3月31日までの時限立法である。

※ジェンダー（社会的性別）

社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような男性、女性の別をいう。生まれつきの生物学的性別であるセックス(sex)と区別して使われる。

※女性問題

家庭、地域、職場や政治、経済、教育、文化など様々な分野で、女性が女性であるというだけで受けている様々な差別や不平等、不利益、制約などの問題

※審議会

地方自治体の行政機関に、専門家や住民の意見を反映させるため、法令又は条例に基づいて設置された付属機関。「審議会」、「委員会」の名称で審査・審議・調査等の機能を持つ。

※ストーカー規制法

正式名は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制をおこなうとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的に平成12年(2000年)5月24日に公布、平成12年(2000年)11月24日に施行された。

※ストーカー行為

特定の者に対する行為感情又はそれが満たされなかったことに対する怨念感情を充足する目的で、その特定の者や家族に対して行うつきまとい、待ち伏せ等の行為を「つきまとい等」とし、この行為を同一の者に対し、繰り返し行うこと。

※セクシュアル・ハラスメント

「他の人を不快にさせる性的な言動のこと」で、ヌードポスターを掲示するなどの「環境型」や、地位や立場を利用して性的関係を求める「対価型」などがある。職場に限らず学校や地域社会も含めあらゆる場面で問題となっている。

男女雇用機会均等法においては、「職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は、当該性的な言動により当該労働者の就労環境が害されること」とされている。

た

※短時間勤務制度

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い勤務制度。フルタイム正社員より予定労働時間が短いことから、労働者が育児・介護、自己啓発などの必要性に応じて正社員のまま仕事を継続する、または正社員として雇用機会を得ることができるため、多様就業型ワークシェアリングの代表的制度として、その普及や定着が期待されている。

※男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。

※男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的、かつ計画的に推進することを目的として、平成11年(1999年)6月23日に公布、施行された。

※男女雇用機会均等法

正式名は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。

なお本法は、昭和47年(1972年)7月1日に公布、施行された「勤労婦人福祉法」を昭和60年(1985年)「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(平成9年(1997年)法律第92号第1条)」に改題(平成9年(1997年)10月1日施行)し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(平成9年(1997年)

法律第 92 号第 2 条)」に改題(平成 11 年(1999 年)4 月 1 日施行)された。

平成 9 年(1997 年)の改正では採用・昇進・教育訓練等での差別の禁止規定、セクシュアル・ハラスメント防止が、平成 18 年(2006 年)の改正では、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の義務化が盛り込まれ、平成 19 年(2007 年)4 月 1 日に施行された。

※ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者からの暴力）

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的な暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」とよんでいる。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第 1 条第 1 項に定める「配偶者からの暴力」の「配偶者」には、事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）は含まれるが、恋人や交際相手は含まれない。

な

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、他産業なみの所得を実現する農業経営改善計画を策定し、市町村長の認定を受けた農業者。

※農家・漁村生活改善士

優れた農家・漁家生活を実践し、活力あるむらづくりの推進役として、農村・漁村の女性対策・青少年の育成や高齢者問題等に情熱を持って取り組んでいる農家・漁家女性で、知事が認定した者。

は

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)

この法律は、「配偶者暴力相談支援センター」や「保護命令」という新しい概念を導入したものであり、配偶者からの暴力にかかる通報、相談、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。平成 16 年 6 月には、保護命令制度の拡充等を柱とした一部規定の改正が行われ、同年 12 月 2 日に施行されています。平成 19 年 7 月に保護命令制度の更なる拡充等を柱とした一部改正法が成立し、平成 20 年 1 月 11 日に施行されました。

※パートタイム労働指針

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)第 8 条の規定に基づき、厚生労働大臣が、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保やその他の雇用管理の改善に関して、事業主が講じるべき措置について定めた指針。

※ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい人と行いたい人が、それぞれ依頼会員と提供会員として助け合う事業で、有償ボランティアで行う。

※北京宣言及び行動綱領

平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で採択されたもの。行動綱領は下記の12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのための戦略目標と行動を記している。①女性と貧困②女性の教育と訓練③女性と健康④女性に対する暴力⑤女性と武力闘争⑥女性と経済⑦権力及び意思決定における女性⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み⑨女性の人権⑩女性とメディア⑪女性と環境⑫女児

※保護命令

配偶者(元配偶者を含む)からの暴力で生命・身体に重大な危害を受ける恐れがあるときは、被害者を保護するためにDV防止法に基づき裁判所が出す命令。被害者の申し立てによるもので、接近禁止命令と退去命令とがある。

接近禁止命令は、被害者本人以外に、幼年の子や親族、被害者と社会的に密接な関係にある者をも対象とする。直接的暴力に加え、面接の要求、行動の監視、著しく粗野で乱暴な言動、電話・ファクシミリ・電子メールでの連絡、不快で嫌悪感をもたらす物や性的羞恥心を害する文書、図面の送付などにも制限が加えられる。

※ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法第2条第2号)

※母性保護

女性が持っている妊娠・出産などの身体的機能を損なうことがないように、労働時間の制限や危険有害業務への就業禁止など、女性労働者を保護すること。

や

※やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度

男女共同参画社会の実現に向け、社会全体で男女共同参画を推進する機運の醸成を図るため、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組んでいる事業者や団体等を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証し、広報や必要な情報の提供等を通じてその活動を支援する制度。

ら

※ライフスタイル

生活様式のこと。衣食住などの日常の暮らしから娯楽、就業、居住地の選択、社会との係り方まで含む広い意味での生き方。

※ライフステージ

人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切ったそれぞれの段階。

※労働基準法

「労働条件は、労働者が人間らしい生活ができるものでなければならないという理念を掲げて、就業から退職までの事に関していろいろな条件を定めた法律」

わ

※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

働く者が、その意欲と能力を活かして充実した生活を送れるよう、仕事と生活を調和させるというという考え方。

※ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)憲章

平成 19 年(2007 年)12 月、官民トップ会議において、策定された。憲章は「国民的な大きな取組の方向性」、行動指針は「企業や働くもの等の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針」を示したもの。仕事と生活の調和を国民的な取組と位置付け、その方向性を示し、実現のために行政と民間が果たすべき役割を定めた。

2 男女共同参画に関する取組

〔国際婦人年の動き以降〕

年	世界(国連)	日 本	山口県	長門市
昭和 47 (1972)	12 月 昭和 50 年を国際婦人年とすることを宣言			
昭和 50 (1975)	6 月 国際婦人年世界会議(於メキシコ) ・「世界行動計画採択」	9 月 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置	5 月 山口県女性問題対策審議会「国際婦人年に考える」建議 11 月 山口県女性問題対策審議会「国際婦人年行動計画について」建議	
昭和 51 (1976)	「国際婦人の十年始まる」(昭 51～昭 60) 4 月 ILO 事務局に婦人労働問題担当室を設置	(婦人参政権行使 30 周年) 4 月 育児休業法の施行 6 月 民法の一部を改正する法律施行		
昭和 52 (1977)		1 月 「国内行動計画」策定 6 月 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動」決定 10 月 「国内行動計画前期重点目標」策定 10 月 国立婦人教育会館開館	9 月 婦人労働問題研究会開催	
昭和 53 (1978)		1 月 国内行動計画第 1 回報告書発行 1 月 「婦人の現状と施策」発表 8 月 婦人問題企画推進本部ニュース「えがりて」創刊	2 月 山口県女性問題対策審議会「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画について」建議	
昭和 54 (1979)	11 月 国連婦人の十年エスカップ地域会議(於インド) 12 月 女子差別撤廃条約を採択		2 月 「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」策定 7 月 勤労婦人懇話会設置	
昭和 55 (1980)	7 月 「国連婦人の十年」中間年世界会議(於デンマーク) ・後半期プログラムの採択 ・女子差別撤廃条約署名式	5 月 国内行動計画第 2 回報告書発行 6 月 女子差別撤廃条約への署名決定 (婦人参政権行使 35 周年)	6 月 山口県婦人行動対策会議発足 10 月 婦人交流訪韓団派遣	
昭和 56 (1981)	9 月 女子差別撤廃条約発効 「ILO156 号条約」採択(ILO 総会)	1 月 民法及び家事審判法の一部を改正する法律 5 月 国内行動計画後期重点目標策定	9 月 山口県女性問題対策審議会「山口県婦人行動計画の具体的推進方策について」答申	
昭和 57 (1982)			4 月 「婦人対策室」新設 10 月 婦人交流訪中団派遣 10 月 山口県婦人団体連絡協議会発足	
昭和 58 (1983)			3 月 広報誌「婦人やまぐち」創刊 4 月 「婦人青少年課」新設	長門市女性問題対策委員会事務局を福祉事務所から企画課へ移管
昭和 59 (1984)	3 月 国連婦人の十年エスカップ地域会議(於東京)	3 月 アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム開催		
昭和 60 (1985)	7 月 国際婦人の十年世界会議(於ケニア) ・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	1 月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行 5 月 男女雇用機会均等法成立 6 月 女子差別撤廃条約批准 10 月 西暦 2000 年に向けての全国大会開催	9 月 「婦人の生活と意識に関する実態調査」実施	
昭和 61 (1986)		4 月 国民年金法等の一部を改正する法律施行	1 月 山口県女性問題対策審議会「山口県婦人行動	

		4月 男女雇用機会均等法施行 9月 主要政党において史上初の女性党首誕生	計画の延長について」建議 10月 中国・四国・九州地区婦人問題推進地域会議開催	
昭和 62 (1987)		5月 「新国内行動計画」策定 5月 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」推進全国会議開催	5月 山口県婦人教育文化会館竣工 7月 山東省婦人交流訪日団受入	
昭和 63 (1988)		3月 農林水産省「農林漁村婦人の日」の設定 5月 労働省「婦人週間 40周年記念全国会議」開催 7月 文部省「生涯学習局」開設	1月 山口県女性問題対策審議会「新山口県婦人行動計画の策定について」答申 3月 「第二次山口県婦人行動計画」策定 10月 婦人交流訪韓団派遣 11月 山口県女性問題対策審議会「第二次山口県婦人行動計画の具体的推進方策について」建議	
平成元 (1989)		6月 パートタイム労働指針	6月 慶尚南道婦人交流訪日団受入	
平成 2 (1990)	・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び決意」採択 ・「ILO 第 171 号条約」採択 (ILO 総会)		4月 山口県女性問題対策審議会「第二次山口県婦人行動計画の推進と人口定住促進をめざして」建議 4月 山口県女性問題対策審議会 40周年 8月 婦人問題に関する意識調査実施	
平成 3 (1991)		5月 育児休業等に関する法律成立 5月 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定	6月 山口県女性問題対策審議会「育児期における条件整備」建議	
平成 4 (1992)		4月 育児休業等に関する法律施行 ・婦人問題担当大臣創設 6月 「第 2 次女子労働者福祉対策基本方針」策定 7月 「介護休業制度等に関するガイドライン」策定	7月 山口県女性問題対策審議会「第二次山口県婦人行動計画の見直しについて」答申	
平成 5 (1993)	・「世界人権会議」(於ウィーン) ・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	12月 パートタイム労働法施行 ・中学校で家庭科が男女必修になる	3月 家庭責任に対する男女の役割と期待に関する意識調査 4月 「第二次山口県婦人行動計画」一部改定 愛称「やまぐち女性プラン」 10月 やまぐち女性財団設立	長門市女性問題対策委員会 が「長門市の人口問題に係る対策について」の提言書を提案
平成 6 (1994)	・「開発と女性」エスカップ地域閣僚会議開催(於ジャカルタ) ・「国際人口・開発会議」(於カイロ) ・「ILO175 号条約」採択 (ILO 総会)	6月 「内閣総理大臣官房男女共同参画室」発足 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・子育て支援のための「エンゼルプラン」策定 ・子どもの権利条約批准 ・「新国内行動計画第 3 回報告書」発表 ・高校で家庭科が男女必修になる	4月 「女子青少年課」に課名変更(女性行政推進組織に係る名称を婦人から女性に変更) 11月 山口県女性問題対策審議会「第二次山口県婦人行動計画の具体的推進方策について」建議	
平成 7 (1995)	9月 第 4 回世界女性会議(於北京) ・北京宣言及び行動綱領採決 ・「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権	・「育児・介護休業法」成立 ・「ILO156 号条約」批准	11月 山口県女性問題対策審議会組織改正 ・やまぐち女性プラン推進本部設置	3月 第三次長門市総合計画で「男女共同参画」を大項目の一つとして取り上げる

附属資料

	委) ・社会開発サミット開催(於 コペンハーゲン)			
平成 8 (1996)		7 月 男女共同参画審議会 「男女共同参画ビジョン ～21 世紀の新たな価値の 創造」答申 12 月 国内行動計画「男女 共同参画 2000 年プラン」 策定	4 月 「企画部女性青少年 課」から「環境生活部女 性青少年課」に変更(部 制再編整備)	
平成 9 (1997)		3 月 男女共同参画審議会 設置法及び男女共同参画 審議会令公布 3 月 「女性労働者の能力 発揮促進のための企業の 自主的取組のガイドライ ン」公表 6 月 男女雇用機会均等法 改正 6 月 労働基準法改正 10 月 労働省「名称を婦人 から女性に変更」婦人週 間が女性週間となる 12 月 介護保険法公布	2 月 山口県女性問題対策 審議会「あらゆる分野に おける女性の登用促進に ついて」建議 4 月 「働く女性の対策室」 新設 9 月 「やまぐち国際女性 フォーラム」開催	
平成 10 (1998)		3 月 NPO 法公布 11 月 男女共同参画審議会 から「男女共同参画基本 法－男女共同参画社会を 形成するための基礎的条 件づくり」を答申	2 月 山口県女性問題対策 審議会「やまぐち男女共 同参画プラン」について 答申 3 月 「やまぐち男女共同 参画プラン」策定 7 月 初の女性副知事誕生 10 月 男女共同参画ハーモ ニー月間の設定	3 月 山口県・長門市共催 による「ともに創る 21 世 紀フェア」を開催 11 月 市民 1,000 人を対象 としたアンケート調査実 施 ・長門市女性問題対策委員 会が『長門市の「子育て 支援」に係る対策につい て』の提言書を提出
平成 11 (1999)	エスカップハイレベル政 府間会議(於バンコク)	5 月 男女共同参画審議会 から「女性に対する暴力 のない社会を目指して」 答申 6 月 「男女共同参画社会 基本法」公布・施行 7 月 「食料・農業・農村 基本法」の公布・施行(女 性の参画促進を規定)	1 月 やまぐち一日女性県 議会開催	
平成 12 (2000)	6 月 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催(於ニ ューヨーク) ・「成果文書」採択	11 月 「ストーカー行為等 の規制等に関する法律」 施行 12 月 「男女共同参画基本 計画」策定	10 月 「山口県男女共同参 画推進条例」施行	7 月 「長門市女性問題対 策委員会」を解消し「長 門市男女共同参画審議 会」を設置 ・市民 2,000 人を対象とし たアンケートを実施 10 月 山口県男女共同参画 キャラバン隊との意見交 換会実施
平成 13 (2001)		1 月 内閣府に「男女共同 参画会議」「男女共同参画 局」を設置 10 月 「配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護 に関する法律」施行	4 月 「山口県男女共同参 画相談センター」開設	3 月 長門市男女共同参画 審議会が『「長門市男女共 同参画計画」策定の基本 的な考え方について』を 答申 9 月 長門市男女共同参画 推進本部を設置 11 月 ながと男女共同参画 計画策定
平成 14 (2002)			3 月 山口県男女共同参画 審議会に「山口県男女共 同参画基本計画の策定に ついて」諮問 3 月 山口県男女共同参画 審議会「山口県男女共同 参画基本計画(案)につい て」答申 3 月 「山口県男女共同参 画基本計画(きらめき山 口ハーモニープラン)」策	2 月 「男女共同参画地域 フォーラム in ながと」開 催

			定 4月 「配偶者暴力相談支援センター」整備	
平成 15 (2003)		7月 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行		7月 「第2回男女共同参画地域フォーラム in ながと」開催
平成 16 (2004)		6月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(同年12月施行) 12月 「犯罪被害者等基本法」公布(17年4月施行)		11月 「男女共同参画タウンミーティング in ながと」開催
平成 17 (2005)	2月 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催(於ニューヨーク)	12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 12月 「犯罪被害者等基本計画」策定		11月 長門市男女共同参画審議会設置
平成 18 (2006)		6月 「男女雇用機会均等法」改正(19年4月施行)	1月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	5月 男女共同参画市民意識アンケート実施
平成 19 (2007)		7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(20年1月施行) 12月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	3月 「山口県男女共同参画基本計画(改定版)」策定	8月 「ながと男女共同参画基本計画」策定
平成 20 (2008)		4月 「女性の参画加速プログラム」策定 5月 「男女雇用機会均等法」改正(20年10月施行) 12月 「次世代育成支援対策推進法」改正(21年4月施行)	1月 やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度創設 3月 女性のチャレンジ応援サイト開設	
平成 21 (2009)			3月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版)」策定	3月 「長門市男女共同参画推進条例」制定 10月 男女共同参画フォーラム開催
平成 22 (2010)		12月 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定 12月 「次世代育成支援対策推進法」改正(23年4月施行)		6月 男女共同参画に関する市民アンケート実施 7月 男女共同参画に関する事業所アンケート実施
平成 23 (2011)		3月 「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定	3月 「山口県男女共同参画基本計画(第2次改定版)」策定	

3 長門市男女共同参画推進条例

(平成 21 年 3 月 19 日条例第 1 号)

(前文)

すべての人が、性別にとらわれずに、自分の意思で生き方を選択し、社会に参画できるようにしていくことは、私たち長門市民の願いであります。その実現に向け、これまでも様々な取組が進められてきました。

しかしながら、家庭で、職場で、そして地域の中で、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、男女の不平等感は、未だに存在しています。

このような状況の中で、少子・高齢化、高度情報化等、急速に変化している社会環境に適切に対応しつつ、私たち一人ひとりが、互いにその「人格」を尊重し、かつ、責任を分かち合い、性別に関係なく自立した個々人として、その個性と能力を十分に発揮することのできるまちづくりを進めていくことは、重要な課題であります。

ここに、市はもとより、市民及び事業者が連携して男女共同参画の取組を総合的に、かつ、計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 性別による差別的取扱いを直接又は間接に受けることなく、個人としてその尊厳が重んじられ、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を妨げることがないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は民間の団体などにおける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思に基づく職業生活その他の社会活動と両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性についての理解を深め、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に対し、双方の意思が基本的に尊重されること、及び生涯を通じて健康な生活を営むことについて配慮するようにすること。
- (6) 男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して推進されること。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画に関する施策を総合的に策定し、及び実施す

る責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせるような性的言動をいう。)及び男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)を根絶するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

第7条 市長は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう配慮しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定するにあたっては、あらかじめ第16条に規定する長門市男女共同参画審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(施策実施における配慮)

第8条 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第9条 市は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第10条 市は、毎年10月を男女共同参画推進月間と定めるとともに、市民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるよう啓発活動及び学習の機会の提供等必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動に対する支援)

第11条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、国、県、市民及び事業者と連携し、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(実施状況等の公表)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(苦情への対応)

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画に関する施策又は推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出を受けた場合は、適切な対応に努めるものとする。

する。

(相談の申出の処理)

第15条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の被害者の相談に対応するため、関係機関と連携し、適切な処理を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画審議会を設置)

第16条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、長門市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は委員20人以内で組織し、委員は市長が委嘱する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の3未満としてはならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する市の計画であつて、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に実施するためのものは、第7条の規定により定められた基本計画とみなす。

(長門市男女共同参画審議会条例の廃止)

3 長門市男女共同参画審議会条例(平成17年長門市条例第222号)は、廃止する。

(長門市男女共同参画審議会条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに前項の長門市男女共同参画審議会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

The background of the page features a soft-focus, artistic photograph of several slices of citrus fruit, likely lemons or oranges, arranged in a circular pattern. The colors are warm and vibrant, with shades of yellow, orange, and pink. The slices are layered, creating a sense of depth and texture. The overall aesthetic is clean and fresh.

長門市企画総務部企画政策課

〒759-4192 長門市東深川1339番地2

TEL 0837-23-1229

FAX 0837-22-0135

Eメール chosei@city.nagato.lg.jp